

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	38 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	124 件
国民年金関係	50 件
厚生年金関係	74 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から同年 12 月まで

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付していた。数か月だけ納付しなかったということはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、昭和 46 年 4 月から厚生年金保険に加入する前の平成 10 年 4 月までの間は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、昭和 44 年 5 月から現在まで続けている飲食店の経営状況も順調であると説明しており、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったとは考えにくいなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 48 年 1 月から同年 12 月まで

私は、昭和 38 年に上京してから自分で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書及び特殊台帳により、申立人は、昭和 46 年 10 月に申立期間①と②に挟まれた 46 年 10 月から 47 年 3 月までの期間の保険料を現年度納付し、翌月の 46 年 11 月 2 日に昭和 45 年度の未納保険料 9 か月分を過年度納付している。

また、42、43 年度の未納保険料 9 か月分を第 1 回特例納付で納付し、翌年の 47 年 11 月に申立期間②直後の 47 年 7 月から同年 12 月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、過年度納付及び第 1 回特例納付を行いながら、当該期間の現年度保険料を未納のままにしておいたとは考えにくく、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、領収証書及び特殊台帳により、当該期間直前の 47 年 7 月から同年 12 月までの保険料は、上記のとおり 47 年 11 月に納付され、当該期間直後の 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の保険料は 51 年 3 月 29 日に過年度納付されていることが確認でき、約 3 年間以上納付がされていないこと、当該過年度納付時点で当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 9 月まで

私は、20 歳を過ぎた時に国民年金の加入手続きを行い、毎月分の国民年金保険料と一緒に過去の未納分の保険料を何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があると説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57 年 10 月時点で、申立期間は現年度保険料と過年度保険料により納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間直後の昭和57年10月から58年9月までの期間の保険料は、現年度納付していることが申立人が所持する領収証書により確認でき、59年4月以降、現在までの期間の保険料は現年度納付又は前納していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月、7年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年1月
② 平成7年10月及び同年11月

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を納付していた。平成5年12月の保険料が未納となっていることは理解しているが、それ以外の期間の保険料はすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月及び2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年4月時点で、申立期間①は過年度納付、申立期間②は現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間①については、「当該期間直前の平成5年12月の国民年金保険料は納付できなかったが、納付できなかったのは当該1か月分のみであった。」と、申立期間②については、「厚生年金保険適用事業所の試用期間中であり、厚生年金保険に加入していなかったため国民年金保険料を納付した。」とそれぞれ明確に説明している。

さらに、オンライン記録では、平成5年6月から同年11月までの保険料は7年6月26日から同年12月1日にかけて、6年2月から7年3月までの保険料は8年3月12日から9年4月30日にかけて、過年度保険料として納付され、7年4月の保険料は同年6月に現年度保険料として納付されていることから、現年度納付することが可能な申立期間②の保険料のみを納付しないことは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から46年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで

私たち夫婦二人分の国民年金保険料は、当初は夫が、その後は私が納付していた。いつも夫婦二人分を納付していたので、私の保険料も夫の分と同じくすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年10月に払い出されているが、申立人及びその夫は、保険料の納付時期、納付場所、保険料をさかのぼって納付したことに^{あいまい}関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年9月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年9月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで

私は、昭和38年4月ごろに夫婦二人で国民年金に加入し、定期的に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ12か月及び6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、結婚当初から居住していた区が納付書制度へ移行する直前の45年6月までの保険料は3か月ごとに定期的に現年度納付されていたことが検認印により確認できるほか、申立人は申立期間の保険料を納付書により金融機関において納付していたと説明しており、その内容は当時の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 42 年 7 月から平成 19 年 6 月までの付加
保険料

私の母は、昭和 44 年ごろに、私の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって 2 年分の国民年金保険料を納付してくれた。さかのぼって保険料を納付したことで、20 歳からの保険料は付加保険料を含めてすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする母親は、44 年ごろに加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 55 年 3 月に払い出され、44 年当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、母親が加入手続を行ったとする時期とは相違しているものの、母親は 2 年分の保険料をさかのぼって納付したことを具体的に説明しており、母親が当時の保険料額として説明する金額は、昭和 53 年度の月額保険料額とおおむね一致しているなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記録、母親の説明及び周辺事情などを総合的に勘案すると、申立人の国民年金の加入手続の時期は 55 年 3 月と考えることが適当であり、2 年分の保険料をさかのぼって納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間前後

の期間の定額保険料は納付済みであるほか、申立期間後の昭和 62 年 6 月 5 日に当該期間の過年度保険料の納付書と推察される納付書が作成された記録が確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 42 年 7 月から 53 年 3 月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 55 年 3 月は、第 3 回特例納付の実施期間内であったものの、申立人の母親は 2 年分の保険料をさかのぼって納付したと説明しており、納付したとする金額も第 3 回特例納付を利用して当該期間の保険料を納付した場合の納付額と相違しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人の母親が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、国民年金に加入した昭和 44 年ごろに 42 年 7 月以降の付加保険料をあわせて納付していたと説明しているものの、付加保険料は 45 年 10 月に制度化され、同年 9 月以前の付加保険料を納付することはできないほか、オンライン記録及び年度別納付状況リストには、付加保険料の申出等を行っていた記録が無く、申立人が所持する金融機関の普通預金元帳に記録されている 63 年 12 月以降の口座振替額は、当時の定額保険料額と合致しているなど、申立人の母親が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月及び同年2月、同年7月から同年9月までの期間、59年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月及び同年2月
② 昭和58年7月から同年9月まで
③ 昭和59年1月
④ 昭和59年2月から61年3月まで

私は、昭和54年9月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間前後の保険料が納付済みとされているのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、それぞれ2か月、3か月及び1か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が所持する領収証書により、申立期間②直前の昭和58年4月から同年6月までの保険料を同年4月に銀行で、申立期間②と③の間の同年10月から同年12月までの保険料を同年12月に区役所出張所で現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳には、被保険者でなくなった日として当該期間当初の昭和59年2月15日の記載と第3号被保険者となった日として当該期間直後の61年4月1日の記載があるため、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月及び同年 2 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間、59 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年7月まで
② 昭和56年8月から61年3月まで

私は、昭和55年5月から国民年金保険料を1年分ずつぐらいまとめて納付していたと思う。その後、56年8月に国民年金を止める手続きを行ったが、60年から61年3月までの間に、金融機関で保険料として26万円ないし28万円をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は7か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年5月時点からは国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、直前の同年5月から同年12月までの保険料は納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人の住所や夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和56年8月21日に資格喪失の手続きを行ったと説明している上、申立人が所持する再交付の年金手帳にも、被保険者の資格を当該期間当初の同年8月21日に喪失し、当該期間直後の61年4月1日に取得している旨の記載があることから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から51年9月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私の夫は、私が将来年金を受給できるように昭和51年10月ころ、私の国民年金の任意加入手続を行い、同時に付加保険料納付の申出もしてくれた。その際、5年分か10年分かのぼって国民年金保険料を納付できると聞き、夫は分割で保険料を納付してくれたと思う。また、申立期間②は、その前後は付加保険料も含めて納付しているのに3か月だけ未納となっているのはおかしい。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和51年10月に国民年金に任意加入し、同月に付加保険料納付の申出をして以降、申立期間を除き60歳に至るまで、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間前後を通じて申立人の住所及び夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫は、当該期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、当該期間直後の昭和51年10月26日に任意加入している旨の記載があるため、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、夫が

当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 60 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 60 年 7 月

私の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付しており、妻が保険料をさかのぼって納付した記憶もある。申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 53 年 5 月時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、保険料をさかのぼって納付したことや納付した期間、納付方法及び納付場所等について具体的に説明しており、その内容は当時の過年度保険料の納付方法と合致し、納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人の妻は、当該期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立期間は 1 か月と短期間であり、当該期間の前の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われ、直前の昭和 60 年 6 月の保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、納付方法、納付場所等の納付状況及び昭和 60 年 8 月の資格喪失手続について具体的に説明しており、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人の妻は、当該期間の自身の保険料

は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 53 年 5 月時点では、当該期間は時効により保険料が納付できない期間であり、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人は別の国民年金手帳を受領、所持した記憶が無く、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 60 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの期間及び平成6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年3月まで
② 平成6年1月から同年3月まで

私は、大学生が強制加入となった平成3年に20歳になったが、国民年金には加入していなかった。5年に就職が決まり、父が市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は父の賞与が出るのを待って、さかのぼって20数万円を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとする父親は、平成5年の冬の賞与の支給を受けた後、加入手続き時に作成された納付書及びその後に送付された納付書により、申立人の就職前の6年3月までの保険料をすべて納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、5年6月に払い出され、申立期間①直前の3年11月から4年3月までの期間の保険料は5年12月に過年度納付され、申立期間①及び②に挟まれた5年9月から同年12月までの期間の保険料は6年1月に現年度納付されていることが確認できる。

また、申立期間①については、上記の過年度納付又は現年度納付が行われた時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間②については、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間を含む平成5年度の現年度保険料の納付書が発行され、申立人は当該期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられること、父親が賞与の支給を受けた後納付したとする保険料の金額は、申立期間①及び②を含む申立人の

20歳時の3年*月から上記就職前の6年3月までの保険料の金額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、平成14年に国民年金の納付書が自宅に届き、母親からの送金で国民年金保険料を郵便局から一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生納付特例承認期間直後の申立期間の国民年金保険料について、納付書が送付されてきた後、母親からの送金を受けて平成14年12月に郵便局で一括納付したと説明しており、所轄年金事務所では、当時学生であって納付特例申請がされていない場合には、現年度保険料の納付書を送付していたとしていること、申立人が一括納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額におおむね一致すること、母親名義の貯金通帳により、14年12月に申立人が相応額の送金を受けている事実が確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私の母は申立期間当時の私の国民年金保険料の免除申請手続きをしてきていた。申立期間前後の年度の保険料が免除となっているのに、申立期間の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の年度は国民年金保険料の申請免除期間とされており、申立期間の前の平成3年度の免除申請手続きは平成3年5月31日に行われていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人の保険料の免除申請手続きを行ったとする母親は、市役所に向いて申請手続きを行ったのは最初の1回のみであり、その後の2回の申請手続きは文書を郵送するのみという簡単な方法だったと説明しており、当時居住していた市役所では、申請免除をしていた被保険者には、年度末に免除申請意思確認書の書類を送付し、引き続き保険料の免除を希望する者から、その旨を記入した添付はがきが返送されたときは、次年度も申請免除の取扱いをしていたとしており、当時の免除申請の事務処理手続きと合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月及び同年11月

私は、20歳のころに母に勧められて国民年金に加入した。申立期間当時の国民年金保険料は口座振替で納付していたが、申立期間だけは、転居の関係から口座振替で保険料を納付することができず、納付書で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間で、申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は平成11年9月に転居しており、転居後の市で口座振替の手続を行ったが、すぐには口座振替ができないと言われ、申立期間の保険料の納付書を作成してもらい、指定された市内の金融機関で納付したと説明しており、当時の保険料納付の手続及び納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和45年12月に会社を退職した後、46年1月7日に市役所で国民年金の任意加入手続を行い、庁舎内の金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当初の昭和46年1月に払い出されており、申立人は、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、その際、申立期間の納付書を作成してもらい、庁舎内の金融機関で保険料を納付したことを具体的に説明しており、当時、当該市役所では、庁舎内に金融機関窓口が開設されており、現年度保険料の収納を行っていたとしており、当時の納付方法と合致する上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所支所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は昭和 39 年 12 月に区内転居しており、転居後の区役所支所で住所変更手続をした際に申立期間の納付書を作成してもらい、金融機関で納付したと具体的に説明しており、申立期間直後の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を一括納付した 40 年 1 月 25 日時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、婚姻後、夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していた。申立期間の保険料が夫は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は付加保険料を含めて納付済みである。

また、申立人及びその夫が所持する年金手帳によると、夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、昭和53年6月に同時に付加保険料の納付申出を行っていることが確認できる上、申立人が、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が付加保険料を含めて納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の両親は、私と弟の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで私と弟の国民年金保険料を両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が弟と両親は納付済みとされているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月以降、申立期間を除き平成20年6月に第3号被保険者となるまで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間内の昭和49年2月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間直前の47年4月から48年3月までの保険料は納付済みとなっており、申立期間当時に申立人と同居していたとする申立人の両親及び弟は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、学校を卒業後、昭和 40 年から 61 年 3 月まで会社に住み込みで働いていた。国民年金保険料は、20 歳になった時から雇主が給料天引きで納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、昭和 45 年 4 月から独立のために退職したとする 61 年 3 月に至るまで、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付している。

また、申立人は住み込みで働いていた間の国民年金保険料は、雇主が給料天引きで納付してくれていたと説明しているところ、当時の雇主及び同僚は、当時一緒に働いていた 4、5 名の従業員の国民年金保険料を、雇主が毎月の給料から天引きして納付していたと証言している上、当委員会で特定できた同僚 2 名及び雇主夫婦は、申立期間の保険料が納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から同年12月まで

私は、夫婦二人で国民年金に加入し、加入後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。妻の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和46年4月以降、60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人及びその妻はいずれも同年4月から保険料の納付を開始し、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成3年3月まで

私は、平成元年3月に区役所で国民年金保険料の免除申請をした際に、昭和63年9月にさかのぼって保険料の免除が承認され、その後も毎年免除申請の手続をしており、申立期間の国民年金保険料免除申請承認通知書を所持している。申立期間が未加入で免除申請が認められていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和63年9月から平成元年3月までの期間、平成元年度及び2年度の国民年金保険料の免除が承認されたことを示す平成元年3月28日付け、同年8月1日付け及び2年7月12日付けの国民年金保険料免除申請承認通知書を所持しており、また、オンライン記録に当該免除承認記録及び申請免除期間から未加入期間への変更履歴記録がないなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、会社を辞めて国民年金に加入し、当初は集金人に国民年金保険料を納付して、昭和48年7月からは銀行口座から引き落としで保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和41年9月に払い出されており、申立人は同年8月から60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和48年7月から口座振替で保険料を納付したと説明しており、当時居住していた市の被保険者名簿には48年7月から口座振替を行う旨記載されており、さらに、当該名簿から申立期間の前後の期間の保険料が現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 6 月まで

昭和 58 年 2 月ごろ、一緒に起ち上げた会社の代表者か経理担当者が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、会社が厚生年金保険適用事業所になる前の平成元年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 6 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は無かったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、会社の代表者又は経理担当者が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする会社の代表者等から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 8 月ごろに払い出されており、当該払出時点で、当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、会社の代表者等から過年度納付をしたという話を聞いたことはないと説明しており、会社の代表者等が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年6月まで

私は、平成元年3月に、結婚のため会社を退職する際、総務担当者から国民年金に加入したほうが良いと言われたため、退職後すぐに区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間における国民年金保険料の納付を適切に行っているほか、申立人が納付したとする国民年金の納付額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、結婚のため平成元年3月に退職する際に会社の総務担当者から「1か月でも保険料に未納があると、後で年金額が変わってくるよ。」と言われたので、退職後すぐに区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと具体的に説明しており、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立期間が第1号被保険者期間として記載されている一方、オンライン記録では未加入期間と記録されており、行政庁における記録管理が不十分であったことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月及び11年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月
② 平成11年4月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、父親名義の銀行口座から口座振替により国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ1か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立期間①は、申立人と同じ銀行口座から口座振替を利用して保険料を納付していたとする両親は当該期間の自身の保険料が納付済みであり、申立期間②は、申立人の母親は自宅に届いた納付書で保険料を納付した記憶があると説明しており、当該期間当時に申立人が居住していた区では、口座振替による保険料が残高不足で引き落とせなかった場合には、その期間の納付書を自動的に作成し郵送していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年4月まで

私の妻は、平成6年6月ころに私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を2年前までさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年6月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、同年2月及び3月分の保険料は過年度納付されていること、申立人の妻が納付したとする金額は、上記払出時点で納付可能な申立人の申立期間を含む過年度保険料と妻自身及び申立人の現年度保険料を合わせた金額におおむね一致しており、当該保険料に充てたとする相当額の出金記録が妻の当時の預金通帳で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月25日から34年2月26日まで
② 昭和34年5月19日から同年11月19日まで
③ 昭和34年11月20日から35年9月20日まで

平成21年11月16日に、年金記録を調べてもらったところ、初めて脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和36年10月13日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和36年3月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から37年2月11日まで
平成20年3月に、ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和38年2月15日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月8日から26年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和25年8月8日）及び資格取得日（昭和26年2月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月29日から25年6月9日まで
② 昭和25年8月8日から26年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A社において昭和25年6月9日に厚生年金保険の資格を取得し、同年8月8日に資格を喪失後、26年2月1日に同社において再度資格を取得しており、25年8月8日から26年2月1日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社に勤務していた同僚の供述から、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

また、上記同僚は、「申立人は、私と同じ仕事内容の作業をしていた。申立期間②について、申立人は間違いなく勤務しており、この間、私の年金記録に欠落は無い。」、「申立人も当然、保険料は控除されていたと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において申立人と同様に被保険者資格を喪失し、再度取得している従業員は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと

認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年8月から26年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、A社に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年6月9日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も確認できないことから申立期間①の厚生年金保険の取扱いについて照会できない。

さらに、A社が適用事業所となる前から申立人と一緒に同社に勤務していたとする同僚からも、厚生年金保険料の控除について確認できる資料が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月11日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年1月11日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月1日から39年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与支給明細票及び身分証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年1月11日から同年4月1日までの期間については、B社から提出された退職証明書、同期で入社した複数の従業員の回答及び申立人から提出された給与支給明細票により、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細票の厚生年金保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなり、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和38年11月1日から39年1月11日までの期間及び同年4月1日から同年7月1日までの期間については、B社は、退職証明書に記載した期間以外の在籍は確認できないとしている。

また、申立人はA社における訓練期間で退職したとしているところ、同期入社と同職種である全従業員が、厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和39年1月11日であり、複数の従業員が、「申立人は訓練期間が終了した同年3月に退職した。」としていることから、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②ないし⑧に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は4万7,000円、16年6月25日及び同年12月25日はそれぞれ19万8,000円、17年12月25日は18万円、18年12月25日は19万円、19年6月25日は19万2,000円、同年12月25日は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年6月25日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年12月25日
⑥ 平成18年12月25日
⑦ 平成19年6月25日
⑧ 平成19年12月25日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①に支給された賞与の標準賞与額が実際に支給された賞与額よりも低い額となっている。また、申立期間②ないし⑧については標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事業所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②ないし⑧については、A事業所から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間②ないし⑧に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②ないし⑧の標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成15年12月25日は4万7,000円、16年6月25日及び同年12月25日はそれぞれ19万8,000円、17年12月25日は18万円、18年12月25日は19万円、19年6月25日は19万2,000円、同年12月25日は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月1日に申立期間②ないし⑧に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人の標準賞与額は、当初、17万8,000円と記録されていたが、A事業所は、届出額を誤ったとして訂正の届出を行い、平成22年2月1日付けで、19万8,000円に訂正されたが、時効により保険料は納付できず、記録のみ訂正され年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の17万8,000円となっている。

しかし、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているが、A事業所から提出された申立期間①の給料支払明細書における当該賞与に係る厚生年金保険料控除額は、訂正前に記録されていた17万8,000円に見合う厚生年金保険料控除額より低い額であることが確認できることから、特例法による記録訂正を行うことができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 25 日は 4 万 1,000 円、16 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日はそれぞれ 14 万 5,000 円、18 年 12 月 25 日は 18 万 3,000 円、19 年 6 月 25 日は 18 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 18 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 25 日
② 平成 16 年 6 月 25 日
③ 平成 16 年 12 月 25 日
④ 平成 18 年 12 月 25 日
⑤ 平成 19 年 6 月 25 日
⑥ 平成 19 年 12 月 25 日

A 事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同事業所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 4 万 1,000 円、16 年 6 月 25 日及び同年 12 月 25 日はそれぞれ 14 万 5,000 円、18 年 12 月 25 日は 18 万 3,000 円、19 年 6 月 25 日は 18 万 2,000 円、同年 12 月 25 日は 18 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 2 月 1 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年1月20日から同年2月1日までの申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成元年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち平成2年7月16日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を同年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月20日から同年2月1日まで
② 平成2年7月16日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険及び国民健康保険組合の加入記録、A社から提出された同社の発令情報一覧及び給与データにより、申立人が同社に継続して勤務し（平成元年1月20日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに

基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、A社が提出した給与データにおいて確認できる報酬額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、雇用保険及び国民健康保険組合の加入記録、A社から提出された同社の発令情報一覧及び給与データにより、申立人が同社に継続して勤務し（平成2年7月16日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社が提出した給与データにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の厚生年金保険の資格取得日が平成2年8月1日と記載されているが、事業主は、これについて、本来同年7月16日を資格取得日とすべきところ届出を誤ったとしており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年5月20日から同年7月1日まで
② 昭和46年1月1日から同年2月まで
③ 昭和60年1月1日から同年4月末日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①、B社に勤務していた期間のうち申立期間②、C社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間当時の勤務状況に詳しい関係者及び申立人の詳細な供述から判断すると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人の部下であったB社の従業員は、申立人が、A社経営の飲食店勤務と兼務しながら、昭和45年4月ごろから、A社のレジャー部門として設立されたB社のボディビルセンターのボディビルコーチとして勤務していたと供述しており、A社の複数の従業員が、当該飲食店及びボディビルセンターを同社の事業主が経営していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚

生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主や役員等は所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、B社の従業員及び関係者の供述から、申立人が同社に勤務していた旨の供述が得られるものの、勤務期間について明確ではなく、厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述も得ることができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和46年1月1日となっていること及び資格喪失届の受付日が同年2月1日となっていることが確認でき、同名簿に訂正等の不自然な記載は見当たらない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の記録と推認される離職日は昭和45年12月20日となっている。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③については、C社の元従業員及び同社退職後に入社したD社の理事長の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社に係る事業所別被保険者名簿から当該期間当時の従業員であった16名に照会したところ、当時社会保険関係の手続を行っていた従業員一人以外に申立人を記憶している者は無く、当該従業員は、申立人の厚生年金保険の加入に、事業主から指示は無く、申立人が加入していない理由は不明であると供述しており、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、C社に係る雇用保険の記録において、当該期間を含め申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社より提出された申立人に係る人事台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年3月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち平成4年7月1日から同年10月28日までの期間については、申立人の資格喪失日は同年10月28日であると認められることから、申立人のA社における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間における標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち平成4年10月28日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間における厚生年金保険の記録が無い。A社には平成4年6月1日から同年11月末日まで勤務していたので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成4年7月31日に適用事業所でなくなっているが、その処理は同年10月28日に行われている。また、同日に申立人の厚生年金保険の資格を同年7月31日にさかのぼって喪失させ、同年10月の定時決定の記録を取り消す処理を行っているが、商業登記簿謄本により、同社は、同年7月31日において法人格を有することが認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年7月31日に資格を喪失し

た旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理をした日である同年10月28日であると認められる。

なお、申立人の平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人に係るA社における当該喪失処理前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間については、申立人のA社における雇用保険の記録から、申立人が同社において継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、A社において申立人と同一職種の元従業員が提出した給与明細書から、当該従業員が当該期間の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人のA社における取消処理前の同年10月の定時決定のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間においてA社が適用事業所の要件を満たしていたものの、社会保険事務所（当時）に同社に係る適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は平成7年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていた。申立期間当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事発令記録から、申立人は申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる（平成7年5月1日にA社B工場からC社へ異動）。

また、A企業年金基金の加入者記録票によると、申立人は平成7年5月1日にA社B工場で同基金加入員資格を喪失し、同日にC社で同資格を取得したことが確認でき、さらに、A社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

なお、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成7年5月1日にA社B工場における被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A企業年金基金の加入者記録票の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年7月1日から8年5月21日までの期間について、申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月1日から8年5月21日まで
② 平成9年11月1日から10年1月16日まで

申立期間①について、A社における標準報酬月額が同社退社後に減額訂正されているので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②について、共同代表取締役の一人として勤務したB社における標準報酬月額が実際の給与に見合う標準報酬月額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人の平成7年7月から8年4月までの標準報酬月額は当初59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年10月11日以降の同年12月2日付けで、7年8月及び同年12月の随時改定の記録が取り消され、同年7月から8年4月までさかのぼって9万8,000円に減額訂正され、その後9年10月15日付けで、当該期間について41万円にさかのぼって引き上げられていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は平成8年4月5日に同社の取締役役に就任しているが、標準報酬月額の訂正処理が行われた当時、申立人は別の会社において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、A社の事業主が自分で当該標準報酬月額の訂正処理を行ったことを認めていることから、申立人は当該減額訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額に

ついてさかのぼって記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

また、B社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に閉鎖していることが確認でき、同社の共同代表取締役の連絡先も不明なため、同社及び共同代表取締役から、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②について厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成元年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事を担当しているC社の回答により、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、C社から提出された賃金台帳により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る異動日については、C社から提出されたA社B工場の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人と同様、平成元年10月1日付けで被保険者資格の喪失届が提出されている3人の同僚の喪失日が後日、同年11月1日に訂正されていることが確認できることから、同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和55年11月1日から同年12月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月21日から55年7月3日まで
② 昭和55年11月1日から同年12月3日まで

B社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入月数より、給与からの保険料控除月数が1か月多いので調査してほしい。

また、A社に勤務した期間のうち申立期間②も、給与から保険料が控除されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に当該期間も継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日が昭和55年12月3日と記録され、被保険者期間は同年12月から平成4年6月までの139か月とされている。

しかしながら、申立人から提出されたA社の給与明細書により、昭和55年12月から平成4年7月までの期間に支給された給与から、140か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、

事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を設定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における報酬額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録におけるA社の資格取得日が、同社から提出された「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」の資格取得日と同日となっており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和55年12月3日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」によると、申立人の資格取得日は昭和50年4月21日と記録され、また、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の資格喪失日は55年7月3日と記録され被保険者期間は63か月とされている。

一方、申立人から提出されたB社の給与明細表により、昭和50年4月から55年7月までの期間に支給された各月の給与から、64か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険法第19条第1項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、申立人が被保険者の資格を喪失した昭和55年7月は厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、B社に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正の必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成8年1月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月30日から8年1月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職後の平成8年1月21日に国民年金に加入したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年10月30日）の後の平成8年6月14日付けで、当初、同年1月21日と記録されていたものが7年10月30日に訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことなどが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、さかのぼって申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年1月21日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た平成7年10月の定時決定の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 20 日は 34 万 2,000 円、19 年 7 月 31 日は 28 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 7 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 12 月 20 日は 34 万 2,000 円、19 年 7 月 31 日は 28 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 20 日は 17 万 6,000 円、19 年 7 月 31 日は 19 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 7 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 12 月 20 日は 17 万 6,000 円、19 年 7 月 31 日は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 20 日は 15 万 7,000 円、19 年 7 月 31 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 7 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 18 年 12 月 20 日は 15 万 7,000 円、19 年 7 月 31 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 20 日は 19 万円、19 年 7 月 31 日は 13 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 7 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬賞与のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細において確認できる保険料控除額から、平成 18 年 12 月 20 日は 19 万円、19 年 7 月 31 日は 13 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 7 日は 44 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 43 万 6,000 円、17 年 7 月 7 日は 45 万 6,000 円、同年 12 月 12 日は 66 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 7 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 7 月 7 日
④ 平成 17 年 12 月 12 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給内訳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与支給内訳において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 7 月 7 日は 44 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 43 万 6,000 円、17 年 7 月 7 日は 45 万 6,000 円、同年 12 月 12 日は 66 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 45 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 12 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給内訳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、賞与支給内訳において確認できる保険料控除額から、45 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和62年9月1日から同年12月20日までの期間に係る標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和62年12月20日から63年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月17日から63年1月1日

A社（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書に記載されている報酬額より低い額となっており、また、資格喪失日も実際に勤務していた期間と異なっている。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和62年8月17日から同年12月20日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち昭和62年9月から同年11月までの期間について、申立人が所持して

いる給与明細書により、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、当該期間を30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和62年8月については、オンライン記録の標準報酬月額が、給与明細書において確認できる報酬額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を行うことはできない。

申立期間のうち昭和62年12月20日から63年1月1日までの期間については、事業主の回答及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間にA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書（昭和62年12月分）の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険における資格喪失日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和62年12月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料をC社（現在は、D社）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日を昭和43年9月1日に訂正し、昭和43年9月及び同年10月の標準報酬月額を5万2,000円とし、同年11月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月29日から同年10月1日まで
② 昭和43年8月31日から同年9月1日まで
③ 昭和43年9月1日から同年12月1日まで

A社B工場に勤務した申立期間①及び②並びにA社B工場からC社に移籍した申立期間③の加入記録が無い。しかし、それぞれ継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社から提出された退職金関連手続の台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B工場の申立人の社会保険に係る資格の得喪の控え台帳に「昭和43年8月31日資格喪失」と記載されていることについて、同社は、「当時の担当者が退職日と喪失日を間違えて手続したのかもしれない。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、D社が保管する退職派遣者に関する覚書及び申立人から提出された給与明細書により、申立人がC社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控除額から、昭和43年9月及び同年10月は5万2,000円、同年11月は6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、C社は、当該期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、適用事業所となったときに7人が資格取得していることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、A社から提出された退職金関連手続の台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、入社時の厚生年金保険の取扱いについて、入社時から加入しているケース及び数か月経過して加入しているケースなど、個々の実態に応じて個別に対応していたと思われると回答している。

そして、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和34年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員7人に照会したところ回答があった4人のうち3人は入社してから1か月から1年2か月後に資格取得したと証言しており、上記同社の回答と符合する。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和52年6月23日）及び資格取得日（55年1月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を52年6月から53年9月までは9万2,000円、同年10月から54年12月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月23日から55年1月21日まで

A社に昭和46年1月に入社し、同年6月から平成4年4月までB市の同社の海外現地法人であるC社に出向して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社には、申立期間も継続して勤務していたことは確かであり、同社発行の「証明並びに誓約書」を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和46年1月14日に資格を取得し、52年6月23日に資格を喪失後、55年1月21日に同社において再度資格を取得しており、52年6月23日から55年1月21日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社が日本年金機構に提出した「証明並びに誓約書」及び同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社は、「申立期間当時、海外への赴任者は、日本国内での社会保険の資格をそのままにしていた。」と回答しているところ、同社で海外勤務をした複数の同僚及び従業員には、同社又は同社の関連会社であるD社において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の記録から、昭和52年6月から53年9月までは9万2,000円、同年10月から54年12月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年6月から54年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年5月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から8年4月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年5月1日から8年5月1日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年5月から同年10月までは53万円、同年11月から8年4月までは59万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年5月1日）の後の同年5月28日付けで、遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において代表取締役であったことが確認できるものの、上記減額訂正処理は、同社がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成8年5月*日より後のことである。

また、破産宣告後は、A社の財産の管理処分権は破産管財人の管理下に置かれること、及び破産宣告後に選任された破産管財人は、「同社の代表者印を預かり、未納保険料等の債務処理の詳細は申立人に報告していない。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該標準報酬月額の減額訂正処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年5月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から8年4月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社（A社と同一事業主）における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和42年11月1日に訂正し、申立期間のうち、同年7月から同年10月までの期間の標準報酬月額を2万6,000円に、同年11月から43年1月までの期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち昭和42年7月28日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和42年11月1日から43年2月1日までの期間については、厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月28日から43年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社はB社に社名変更したが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和42年7月28日から同年11月1日までの期間について、オンライン記録から、A社は同年7月28日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は、同日付けで同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社において昭和42年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9人及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した9人のうち申立人を除く8人がB社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、複数の従業員の供述から、申立人は、当該期間を含め

て、両社に継続して勤務していたと認めることができる。

さらに、申立人を含む複数の同僚は、「A社からB社への社名変更はあったが、引き続きA社で同一の職場に勤務していた。」旨供述している。

加えて、A社及びB社に係る商業登記簿謄本によると、両社の代表取締役は同一人物であることが確認でき、B社の商業登記簿謄本では、同社の解散登記日（昭和45年10月8日）に役員就任と辞任の登記を行っており、同社が会社としての活動を行っていなかったことがうかがえる。

これらのことから、A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も引き続き厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立人は、当該期間において、同期間以前と変わらずA社において給与計算事務を行っていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は所在不明のため、事業主から当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできないが、同社は適用事業所としての要件を満たしながら、適用事業所でなくなる届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和42年11月1日から43年2月1日までの期間について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A社において厚生年金保険の適用事業所でなくなった42年7月28日に厚生年金保険の資格を喪失した被保険者のうち、「申立人は両社に当該期間も継続勤務していた。」と供述している複数の同僚は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年11月1日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和43年2月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年4月1日から同年5月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社した際の辞令の写しを提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった辞令の写し及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は昭和30年4月1日から同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「当時の資料が無く詳細は不明であるが、正社員であれば、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者記番号並標準報酬等級決定通知書」において、申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和30年5月1日として社会保険事務所(当時)に届け出ていることが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 49 年 2 月 1 日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 30 日から 49 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社の昭和 49 年 1 月分の給与明細書があり、それによると、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元専務取締役は、「昭和 48 年 11 月 30 日以降においても申立人を継続して 49 年 1 月末まで雇用していた。」と回答しており、また、複数の元従業員も、「申立人は申立期間においても継続して勤務していた。」と回答していることから、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和 45 年 4 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48 年 11 月 30 日に同被保険者資格を喪失したことが記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 30 日の後の 49 年 3 月 8 日付けで遡^{そきゅう}及して行われており、加えて、申立人以外に 26 人の従業員の資格喪失の処理も同日付けで遡^{そきゅう}及して行われていることが確認できる。

さらに、上述の申立人を含む従業員の資格喪失処理前の記録から、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、上記

元専務取締役の証言から、昭和49年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和39年2月1日から同年2月12日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA会B診療所における当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和39年2月12日から同年3月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA会本部における資格取得日に係る記録を同年2月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から同年3月1日まで

A会で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。転勤等はあったものの正社員として継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会から提出された職員録によれば、申立人に係る記録には、所属施設は本部、採用年月日は昭和36年6月16日、退職年月日は39年9月7日と記載されていることから、申立人は同会に継続して勤務し（同会本部から同会B診療所に、同会同診療所から同会本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、前述の職員録における申立人の申立期間に係る発令事項には、昭和39年1月1日に「広報調査部勤務を命ずる」、同年2月1日に「B診療所勤務を命ずる」、さらに、同年2月12日に「広報調査部勤務を命ずる」と記載されており、申立人の申立期間に係る発令は同月内に2度にわたり行われていることが確認できることから、申立人のA会における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記

録については、同会B診療所における資格取得日を同年2月1日に、同診療所における資格喪失日を同年2月12日に、同会本部における資格取得日を同年2月12日にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、昭和39年2月12日から同年3月1日までの期間に係るA会本部における標準報酬月額については、職員録の給与改定記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、また、事業主も不明としていることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日等に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年1月3日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年12月31日から20年1月3日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。退職日が確認できる退職証明書及び給与支払明細書を提出するので、厚生年金保険料が控除された期間に見合う被保険者期間にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の退職証明書、平成19年分給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書から判断すると、申立人が20年1月2日まで在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成19年11月の給与支払明細書及びオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、事業主が申立人に係る資格喪失日を平成19年12月31日と届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和54年5月15日、資格喪失日が平成3年4月12日とされ、当該期間のうち、昭和54年5月15日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社に係る資格取得日を同年5月15日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月15日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は既に記録の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「雇用保険被保険者転出届受理通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から判断すると、申立人は、昭和45年4月1日からA社に継続して勤務し（昭和54年5月15日にA社B支店から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申

立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和27年1月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月2日から同年2月6日まで
申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、A社に正社員として勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された「履歴簿」及びB社から提出された「回答書」から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和27年1月2日にA社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和27年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月30日から同年5月1日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、他社に転籍したが、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社C工場に継続して勤務し（昭和43年5月1日に同社同工場からD社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和43年3月のオンライン記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月11日から同年3月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月11日から同年3月22日まで
② 昭和39年1月16日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元従業員による「私と申立人を含めた同期3人は、昭和38年2月11日に一緒に入社した。」旨の供述及び申立人から提出のあった日記において同社への初出勤日が昭和38年2月11日と記載されていることから判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

そして、上記元従業員は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和38年2月11日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時の経理担当者は、「同期入社の従業員については、厚生年金保険の加入手続を同時に行っていたはずであり、当該従業員の資格取得日に差が出るのは考え難い。」旨供述している。

このことは、これら複数の元従業員が入社したと供述している時期と上記被保険者名簿における同人らの被保険者資格取得日が一致していることから確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、

申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年3月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成10年2月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、B社の複数の元従業員は、「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、B社の当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡している上、C社の代表者は、「当時の書類が残っておらず、申立人の厚生年金保険の届出、保険料納付、取扱いについては不明である。」旨供述していることから、B社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む6人の被保険者については、昭和39年12月1日に資格取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成5年11月から6年9月までは36万円に、同年10月から7年9月までは38万円に、同年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から8年1月24日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役であったが工事現場の監督であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、平成7年12月7日付けで、5年11月から6年9月までは36万円が8万円に、同年10月は38万円が8万円に、同年11月から7年9月までは38万円が9万2,000円に、同年10月及び同年11月は34万円が9万2,000円に、それぞれさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から、申立期間において取締役であったことが確認できるが、同社の複数の元従業員は、「申立人は、当時、工事現場の監督であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力は無かった。」旨供述していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、A社において、平成7年12月7日付けで、標準報酬月額が遡及訂正された者は、申立人を含む4人であり、いずれも5年11月1日にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

さらに、A社の代表者は、「当時、当社は、保険料の滞納があり、社会保険事務所から呼び出され、相談に出向いた。」旨供述している。

加えて、A社の複数の元従業員は、「申立期間当時の同社の経営状態は、経営不振のため資金繰りが苦しく、かなりの負債を抱え込んでいた様子であり、当時、給料の遅配

が発生していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成7年12月7日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額^{そきゅう}は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、5年11月から6年9月までは36万円に、同年10月から7年9月までは38万円に、同年10月から同年12月までは34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の資格喪失日（昭和44年12月31日）及び資格取得日（昭和45年4月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月31日から45年4月1日まで
A社に、昭和44年10月からアルバイトで入社してB地区のビルで勤務し、45年1月からC地区のビルへ勤務場所は変わったが、同じ部署でアルバイトとして勤務していた。その後、同年4月から正社員となり、平成8年10月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は、同社において昭和44年10月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失後、45年4月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、同僚、上司及び従業員の供述から判断すると、申立人は、A社に申立期間もアルバイトとして勤務形態等の変更も無く継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同じ部署で勤務していたとする同僚、上司及び従業員の計17人はA社において厚生年金保険に継続して加入していることが、同社に係る事業所別被保険者名簿により確認できる。

さらに、複数の厚生年金保険担当者は、A社においては、従業員は正社員とアルバイトであり、学生アルバイトを除く従業員全員を、厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険料の控除もしていた旨供述している。

加えて、当時の給料計算の担当者は、申立人がアルバイトとして継続して勤務してい

たのであれば、申立期間も厚生年金保険料を給与から控除していたと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 44 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 11901

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、平成7年2月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の平成6年4月から7年1月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を6年4月から同年7月までは53万円、同年8月から7年1月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年2月6日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額となっているので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間当時に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が適用事業所でなくなった日（平成6年12月31日）の後の平成7年2月6日付けで、同社における申立人を含む従業員27人の資格喪失日が6年12月31日と記録され、申立人を含む12人の従業員の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当初、同年4月から同年7月までは53万円、同年8月から7年1月までは34万円と記録されていた標準報酬月額が、それぞれ22万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本では、上記処理日に同社は法人であることが確認できることから厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、上記資格喪失及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理が行われた平成7年2月6日であると認められる。また、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、6年4月から同年7月までは53万円、同年8月から7年1月までは34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和35年5月24日、資格喪失日は同年7月18日、B事業所における資格取得日は同年8月6日、資格喪失日は36年7月4日であると認められることから、各々の事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、A事業所における申立人の標準報酬月額については、昭和35年5月及び同年6月は6,000円、また、B事業所における申立人の標準報酬月額については、同年8月から36年4月までは1万円、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年から38年まで
② 昭和41年から42年まで

駐留軍基地内の施設(A及びB事業所)に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれに勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所及びB事業所に係る各々の事業所別被保険者名簿には、申立人と生年月日が2年相違(昭和16年)する同姓同名の被保険者の記録がそれぞれ確認でき、当該A事業所における被保険者資格の取得日は昭和35年5月24日、喪失日は同年7月18日、また、当該B事業所における被保険者資格の取得日は同年8月6日、喪失日は36年7月4日と記載された、いずれの期間も申立期間①に含まれる2件の未統合の記録が確認できる。

また、A事業所及びB事業所の労務管理を引き継いでいるD局E事務所では、同局が保管する厚生年金保険個人別台帳の記録から、各々の事業所において、申立人と生年月日が2年相違し、かつ、同局により申立人と同姓同名であると認められた被保険者の記録が確認できる上、各々の事業所に係る当該被保険者の資格取得日、資格喪失日、厚生年金保険被保険者記号番号及び健康保険被保険者記号番号は、社会保険事務

所（当時）において記録された上述の未統合の記録といずれも一致している。

さらに、申立人の生年月日との相違について、申立人は当時の状況を記憶していないものの、D局E事務所の担当者は、日本とF国の政府間で取り決められたF軍基地で勤務する従業員についての「基本労務契約」により、18歳未満の者の雇用が禁止されていたため、申立人が応募の際、年齢を実際より高く申告したのではないかと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、A事業所及びB事業所に係る各々の事業所別被保険者名簿に記載のある申立人と生年月日が2年相違する同姓同名の被保険者に係る2件の記録は、申立人の未統合の被保険者記録であると認められる。

なお、各々の被保険者期間に係る標準報酬月額については、A事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている未統合の記録から、昭和35年5月及び同年6月は6,000円、また、B事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている未統合の記録から、同年8月から36年4月までは1万円、同年5月及び同年6月は1万8,000円とすることが妥当である。

一方、D局E事務所は、当該期間当時の申立人に関する資料について、上記厚生年金保険個人別台帳以外のもは見当たらない旨回答しており、申立期間①のうち上記2件の未統合の被保険者記録を除いた期間については、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等の事実について確認することができない。

また、A事業所において、申立人が記憶している同期の同僚一人については、名字しか分からないため当該同僚と認められる人物を特定することができない。

さらに、A事業所及びB事業所に係る各々の事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に対して照会を行ったが、申立人の勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立期間①のうち上記2件の未統合の被保険者記録を除いた期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち上記2件の未統合の被保険者記録を除いた期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、C社の現在の代表取締役が、申立人を記憶しているものの、当時の人事記録等を保管していないため、申立人の在籍期間は不明である旨回答していることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、C社は、申立人の雇用形態はアルバイトであった旨及び厚生年金保険を含む社会保険の加入手続は、繁忙期の臨時募集であったため行っていなかった旨回答しているとともに、同社の社会保険事務の委託を受けている社会保険労務士も、アルバイト等の臨時雇用者については、社会保険の加入手続は行っていなかった旨供述している。

さらに、申立人が名字のみを記憶し、申立人より先に入社していたとする同僚一人

について、C社に係る事業所別被保険者名簿から当該同僚を特定することができたものの、照会に対する回答が無く、申立人の勤務実態及び雇用形態等について確認することができない。

加えて、C社における申立人の雇用保険の加入記録は無く、同社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険被保険者番号は連続しており、欠番や不自然な記載内容は見当たらない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から53年2月まで

私は、昭和47年ごろから勤務していた会社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは、個人で国民年金と国民健康保険に加入し国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び納付場所について記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和53年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでは、国民年金に加入し保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年4月に払い出されていることが確認でき、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から55年12月まで

私は、昭和56年11月ごろ元夫に勧められ、47年7月までさかのぼって国民年金に加入して、国民年金保険料も加入時までさかのぼって納付したはずである。保険料は分割で郵便局から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻前の昭和56年11月に当時居住していた区で国民年金に加入して保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、当該区の住人となったのは57年1月であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の58年2月に婚姻（57年2月）後の新姓で払い出されている。

また、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった昭和56年1月以降の保険料を納付しており、申立期間は時効により保険料を納付することができなかったこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持した記憶が無いと説明しており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年7月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から同年7月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、会社を退職した昭和51年2月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は金融機関に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和51年4月1日に初回の納付書が発行された後、同年5月31日から53年5月31日までの間に7回に及ぶ保険料の納付督促通知が発行されたが、申立期間①始期の51年2月から申立期間②終期の53年3月までの期間の保険料は未納のままであった旨が記載されていること、オンライン記録により、申立期間①と②に挟まれた厚生年金保険被保険者の資格記録は平成21年2月21日に追加されたことが確認でき、上記の継続した保険料未納期間のうち厚生年金保険被保険者期間を除く申立期間①及び②が引き続き未納期間とされたものであることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から7年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から7年2月まで

私の母は、私が大学に在学中の平成3年1月ごろに、国民年金の学生の強制加入が始まることを知り、免除申請の手続をしてくれた。申立期間が免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続をしたとする母親は、加入手続及び免除申請手続の記憶は無い。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、当該記号番号が基礎年金番号として平成9年1月に付番されていること、3年1月当時、学生は任意加入であり、申立期間は未加入期間であるため、制度上、免除申請を行うことができないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料の免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年8月から13年3月まで

私が平成11年8月に退職した後、勤務していた事業所が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が保険料の免除期間及び未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成11年8月まで勤務していた事業所が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きに関与しておらず、当該事業所は、退職者の国民年金の加入手続き及び保険料を納付することはなかったと思うと説明している。

また、申立人は、平成11年8月及び同年9月の保険料の免除申請を同年8月31日に行っていることがオンライン記録から確認できる上、11年10月から13年3月までの期間については60歳以降の任意加入適用期間であり、申立人は、任意加入適用期間であるのなら事業所は保険料を納付してくれてはいないと思うと説明しているなど、事業所が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年7月まで

私は、結婚後、夫の扶養になっており、夫が国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする夫は、加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成8年8月に払い出され、同月に、3年8月1日から第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は当該第3号被保険者資格取得の手続をした時点で未納期間とされたもので、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8331

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月から 55 年 9 月まで

私は、22 歳ごろに自宅に来ていた金融機関の職員に国民年金の加入を勧められ、加入した。申立期間の国民年金保険料は、同居していた母親が 20 歳からの 2 年分の保険料をさかのぼって一括納付し、一括納付後は口座振替で保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付したとする母親は、一括してさかのぼって納付していたとする保険料額及び口座振替による保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 11 月に払い出されており、納付済みとなっている申立期間直後の 55 年 10 月から 57 年 11 月までの期間の保険料については過年度納付及び現年度納付されたものと推察でき、申立人の母親は、保険料をさかのぼって納付したのは 1 回であると説明していることから、申立人の母親が保険料をさかのぼって納付したのはこの申立期間直後の期間であると考えられることのほか、申立人は上記手帳記号番号の手帳のほかに手帳を所持した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8332 (事案 1713 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していた。申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が納めたとする金額は、当時の国民年金保険料額と大きく異なるほか、申立人は納付したとする場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間当時の保険料の納付状況が不明確である上、申立人とその妻は、申立期間当時、納付方法が異なっていたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、平成 21 年 11 月 25 日の新聞で「空白 2 年以内で未納がほかになく、空白期間に配偶者らが保険料を納付していれば社会保険事務所（当時）で記録を訂正する」との記事を読み、自身の申立ては当該要件に該当するとして、再申立てを行ったものである。

しかしながら、総務大臣からの記録回復が不要である旨の決定が既に行われている事案の再申立てなど一定の条件に該当する事案は、社会保険事務所（当時）・日本年金機構の段階において年金記録訂正を認めるとの基準が適用されないほか、再申立事案の審議に当たっては、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が必要となるが、申立人から、口頭意見陳述を実施する要望もなく、新たな事情に関する具体的な説明や資料の提供がないことから、

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から53年3月まで

私は、高校卒業後、実家の店で働いていた。成人した時に、母が市役所で国民年金の加入手続をし、私の年金手帳を見せてくれたことを憶えている。母が家族の国民年金保険料をすべて納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年8月に払い出されており、申立人は、申立期間の国民年金手帳に関する記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情もないほか、申立人は母親から保険料をさかのぼって納付したかどうかについて聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月及び38年9月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月
② 昭和38年9月から49年3月まで

私は、婚姻届を出した昭和39年4月ごろ、市役所で国民健康保険の手続と同時に国民年金の加入手続を行い、市役所か集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和39年4月の婚姻届を出したころに国民年金の加入手続をしたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は49年8月に払い出されており、申立人は、当該払い出しによる国民年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から5年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする母親は、加入手続の時期、手続の方法、手帳の色及び保険料の納付金額、納付頻度などに関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立期間当時、自身の保険料と一緒に申立人と申立人の兄の分の保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立人の兄の保険料は年3回に分けて納付されており、母親は、昭和61年4月から第3号被保険者であり、自身の保険料を窓口等で納付する機会は無かったなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立期間当時に申立人の国民年金手帳を受領したと思うと説明しているが、申立人は、平成5年4月に厚生年金保険加入時に交付されたオレンジ色の年金手帳を1冊所持しており、当該手帳以外の手帳の記憶が無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月まで

私は、会社退職後、市役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立人が所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみ記載され、国民年金手帳の記号番号は記載されていない。

また、申立人は、当該手帳以外に青い表紙の年金手帳を所持していたと説明しているが、青い表紙の年金手帳は、平成 9 年 1 月以降に全国的に発行されたものであり、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成2年3月まで

私の母は、私が大学在学中に私の国民年金保険料の納付書が届いたので、保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入時期、加入場所及び保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金手帳の記憶が無いほか、申立人は、母親から自身の国民年金手帳を渡された記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

私の父は、私が20歳のころに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。父から「代わりに払っておいたよ。」と聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することはできないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は国民年金手帳の受領に関する記憶が無いなど、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、婚姻前から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。婚姻後は妻が私の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時期、加入手続場所及び婚姻前の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、婚姻後の申立人の保険料を納付していたとする妻は、納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 60 年 8 月に払い出されており、申立人及びその妻は、加入手続時にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明している上、現在所持している年金手帳は 1 冊であり、他の年金手帳を所持していたことはないと述べるなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から48年12月まで

父は、私が父の仕事を手伝えるために会社を辞めた昭和43年に、私の国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後もしばらくの間、父が保険料を納付してくれていたが、そろそろ自分で支払うようにと言われ、それ以降は自分で保険料を納付するようになった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家業を主に申立人の父親と申立人の二人で行っていたため、父親は申立人の国民年金保険料を優先的に納付してくれていたと思うと説明するが、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は申立期間中の婚姻に伴う国民年金の氏名及び住所の変更手続に関する記憶が曖昧である。

また、当時同居していた申立人の母親は、国民年金手帳の記号番号が昭和43年7月に払い出されているものの、申立期間以降に実施された第2回特例納付により36年4月から45年5月までの110か月分の保険料を納付するまで、保険料を納付していた形跡が無いこと、当時同居していた申立人の妹も、47年6月に手帳記号番号が払い出されているが、保険料の納付は婚姻直前の50年1月分から開始されていることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

東京国民年金 事案 8344 (事案 3159 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成 10 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成 10 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、国民年金保険料は、60 年 1 月分から、自分の経営する会社が厚生年金保険適用事業所となる直前の平成 10 年 3 月分まで納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 55 年 8 月から平成 10 年 3 月までに係る申立については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、61 年 1 月から平成 10 年 3 月までの期間については、申立人は、加入手続きの状況及び納付金額、平成 3 年の転居時における手続き及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人が申立期間中に居住していた市及び区のすべてにおいて、申立人が国民年金に加入した記録は確認できず、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てでは、申立期間が昭和 60 年 1 月から平成 10 年 3 月までに変更され、申立人からは新たに国民健康保険被保険者証が提出されたが、申立人が昭和 60 年 3 月に国民健康保険の加入手続きを当時居住していた区の区役所で行ったことは確認できるものの、当該区において、国民年金の加入手続きが国民健康保険の加入手続きと同時に行われていた状況は確認できないなど、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に

委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 60 年 3 月まで

私は、勤めていた会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、会社の社長から国民年金への加入を勧められ、20 歳のときに区役所で加入手続を行い、退職する昭和 60 年 3 月まで会社の近くにあった郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度、納付額及び申立期間当時の年金手帳に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 8 月時点で、申立期間の一部の保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことがないと説明しており、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年2月まで

私は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行っていなかったが、平成7年4月に厚生年金保険適用事業所に就職した後、過去の未納分の国民年金保険料の納付書が届き、さかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、就職後に納付書が送付されてきたと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年4月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていることが確認でき、当該時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の7年3月分の保険料が納付されていることから、申立人がさかのぼって納付したと記憶しているのはこの期間の保険料であったと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から42年3月まで

私は、昭和41年1月に国民年金の加入手続をし、その後は父が私と弟の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和41年1月に国民年金の加入手続をしたと説明しているが、払出簿により、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の42年12月に払い出されていることが確認できる。

さらに、上記手帳記号番号払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人及び申立人と同じく保険料を父親に納付してもらっていたとする弟は、父親から申立期間の保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶は無く、ともに昭和42年4月から保険料の納付を開始しているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 12 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで
②平成 12 年 3 月

私は、申立期間①について、会社退職後、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②について、60 歳以降も国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付していた。いずれも申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の再加入手続、保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。また、オンライン記録により、当該期間後の 61 年 4 月に、60 年 6 月分の保険料が厚生年金保険加入を理由に還付されていることが確認できることから、第 3 号被保険者の手続が行われた 61 年 4 月に 60 年 6 月から同年 11 月までの期間が厚生年金保険加入期間であることが判明し、当該手続時点では、当該期間はさかのぼって任意加入することができないため未加入期間とされ、保険料を納付することができなかつたと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人のオンライン記録により、平成 12 年 4 月 28 日に任意加入していることが確認でき、当

該期間は 60 歳後の任意加入前の未加入期間であり、保険料を納付することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から55年3月までの期間及び61年4月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年5月から55年3月まで
② 昭和61年4月から62年1月まで

申立期間①については、私の父が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私が再加入手続をして、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年11月に払い出されており、当該払出時点で、20歳時から大学入学前の当該期間が未納期間として追加されたものであり、記録が追加されるまでは当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、父親から国民年金手帳を渡された記憶が無く、上記の手帳記号番号払出時に受領した手帳以外に手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の上記の手帳記号番号が払い出された平成5年11月時点で、学生期間及び厚生年金保険

加入期間に挟まれた当該期間が未納期間として追加されたものであり、記録が追加されるまでは当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで

私の父は、私が昭和37年12月に勤め先を退職し、家業を継いだ際、私の国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人と一緒に家業を手伝っていたとする申立人の弟は、国民年金手帳の記号番号が昭和40年4月に申立人と連番で払い出されており、申立人の弟は、申立期間のうち20歳時から40年3月までの保険料が申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人は、父親から「厚生年金保険から国民年金にはきちんとつないでおいた」と聞かされた記憶があり、父親が申立人の退職した昭和37年12月に国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているものの、オンライン記録によると、申立人の資格取得日は、平成11年7月に昭和35年10月1日から37年12月31日に訂正されたものであることが確認できるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 4 月まで

私は、昭和 62 年 7 月に就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については同社のオーナーが納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた会社のオーナーが申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする会社のオーナーからは当時の事情を直接聴取することができない上、申立人の説明では、当該オーナーに連絡を取ったところ「申立人の保険料の納付については、良く憶^{おぼ}えていない。」との回答であったとしているため、申立期間の保険料の納付状況が不明であるなど、勤務先のオーナーが申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年3月まで

私は、平成4年1月に就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額、納付場所及び納付方法に関する記憶が曖昧である上、申立人が当時居住していた市の回答によると、申立人が提出した平成4年分の給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、申立人の世帯に係る平成4年度の国民健康保険税額と一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳及びその記号番号が基礎年金番号として記載された青色の年金手帳を所持しているが、その他に年金手帳を所持したことはないと説明しているなど、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月から14年3月まで

私は、友人から国民年金の保険料を免除することができる旨の話を聞き、区役所で夫婦一緒に免除申請の手続をした。申立期間の保険料が妻は免除とされているが、私が免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は免除申請手続を行った時期の記憶が曖昧である上、申立人は一度の免除申請手続により数年間の保険料に係る免除ができたと説明するが、当該説明は当時の免除制度と相違している。

また、申立人には、当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人の基礎年金番号が付番された平成17年12月時点では、制度上、申立期間の保険料を免除申請することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年4月まで

私は、昭和51年4月か5月に市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、一括納付したとする保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和50年3月に会社を退職してから1年後に国民年金の加入手続を行ったと説明しており、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は51年5月29日に任意加入していることが確認できるものの、申立期間は申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため任意加入適用期間であり、制度上、さかのぼって保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から19年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月から19年4月まで

私は、会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、母が国民年金保険料を納付してくれていた。退職して2年経ったころからは、私が保険料を納付するようになった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立期間当時の保険料の納付に関する記憶が乏しく、申立人は自身で納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録により、申立人が平成14年9月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われたものの、その後加入手続はなされず、16年2月24日には「勧奨関連対象者一覧」が作成され、この時点で未加入であったことが確認できること、申立人の所持する19年6月25日に再交付された年金手帳の国民年金の記録欄には、国民年金の資格を13年8月21日に喪失した後、19年5月1日に再取得している旨が記載されており、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から平成2年10月まで

私の母は、私が海外在住していた時に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時海外に居住しており、昭和61年3月以前は20歳以上65歳未満の在外邦人は国民年金の適用除外であったこと、61年4月以降は、申立人は任意加入適用となるものの、申立人が国民年金に任意加入した記録は無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険手帳以外の年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 63 年 6 月まで

私の父は、私が 20 歳になるとき、私の国民年金の加入手続をし、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が第 3 号被保険者資格の取得の届出をした平成 2 年 10 月に払い出されており、この時点で、申立期間のうち 58 年 6 月から 63 年 3 月までの学生期間が任意加入適用の未加入期間とされ、大学卒業後の 63 年 4 月から平成元年 11 月までが強制加入期間とされ、そのうち当該払出時点で過年度納付が可能であった昭和 63 年 7 月から平成元年 11 月までの期間の保険料の納付が行われ、婚姻後の平成元年 12 月以降の期間が第 3 号被保険者期間とされたこと、申立人が所持する上記払出時に発行された年金手帳にも、初めて被保険者となった日は昭和 63 年 4 月 1 日と記載されていることが確認できる。申立期間のうち 58 年 6 月から 63 年 3 月までは加入前の未加入期間であること、63 年 4 月から同年 6 月までは、当該手帳記号番号払出時点で時効により納付することができない期間であることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は父親から年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間に

申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から9年3月まで

私の国民年金記録について、平成9年4月から16年2月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間になっているが、それ以前も申請免除期間のはずであり、申立期間が保険料の未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成6年9月ごろに払い出されており、それ以前の期間についてさかのぼって保険料の免除申請をすることはできず、また、保険料の免除継続を希望する場合には、毎年度、継続手続を行うことが必要であるが、申立人は、当該払出時点で保険料の免除申請をした記憶が無く、申立期間当時に保険料の免除の継続手続をした記憶も無いと説明しているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から平成 11 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から平成 11 年 8 月まで

私の妻は、結婚後に父に勧められ、私の国民年金の加入手続をしてきて、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする妻から当時の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無く、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、妻が夫婦の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、妻は申立期間の大部分が未納であり、申立期間のうち 10 年 8 月から 11 年 8 月までの期間の納付済み保険料については、申立人が厚生年金保険に加入した 11 年 9 月に第 3 号被保険者の資格を取得した際に自身の年金受給資格期間を満たすために過年度納付したものと考えられることなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8374 (事案 5916 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月までの期間及び 58 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月まで
② 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間①途中の昭和 56 年 6 月 18 日に国民年金の任意加入資格を喪失したと記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の審議結果に納得がいかないとしているが、申立人からは、新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年9月まで

私は、昭和49年10月に出産のために会社を退職し厚生年金保険の資格を喪失したため、区の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入当初は、集金人に国民年金保険料を納付し、その後は納付書により未納の無いように納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る保険料の納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を区の集金人に納付していたと説明しているが、当時、申立人が居住していた区では、集金人による保険料の徴収は行っていなかったことが確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年1月当時は第3回特例納付の実施期間中であったものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から50年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、20歳のころから婚姻するまで、日中仕事に出ている私の代わりに国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年7月に払い出されていることが確認でき、申立人が居住していた市の被保険者名簿によると、手帳記号番号払出し時点で、過年度納付することが可能であった時効期間内の申立期間直後の昭和50年4月から52年3月までの保険料が、52年8月にさかのぼって一括納付されていること、申立人は、母親から受け取った年金手帳は、上記の手帳記号番号が記載された1冊のみであり、別の手帳を見た記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年1月までの期間及び同年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から43年1月まで
② 昭和43年4月から同年11月まで

私は、昭和42年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、納付方法、納付場所及び保険料額の記憶が曖昧であり、申立人が居住していた区では、申立期間当時には印紙検認方式による保険料の納付方法が行われていたが、申立人は当該納付方法については記憶に無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年7月時点で、申立期間①の保険料を納付書により過年度納付することは可能であったが、申立人は、集金人以外に保険料を納付した記憶及び保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、申立期間②の途中の43年夏ごろに区内転居したが、転居先に集金人は来なかったと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を免除申請していた。申立期間の保険料が未納とされ、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請の時期、場所等の記憶が曖昧である。

また、申立人及びその夫は、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されており、一緒に免除申請を行ったとする夫も、申立期間の保険料が免除されていない上、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 58 年 7 月時点では、申立期間①の保険料の免除申請をさかのぼって行うことは、制度上、不可能であるなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から平成5年1月まで
父は、私の国民年金の加入手続を行い、その後は、私が口座振替により国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする申立人の父親から当時の加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間の最後の月である平成5年1月に払い出されていることが確認できるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年6月まで

私は、入社した会社が厚生年金保険の未適用事業所であったので、国民年金に加入した。妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続等の記憶が曖昧であり、妻のオンライン記録では、昭和59年11月に任意加入被保険者から強制加入被保険者への変更がされておらず、年金手帳でも当該変更手続が確認できない。

また、申立人は、国民年金手帳の記号番号は昭和43年12月に払い出され、20歳の43年*月の取得から厚生年金保険に加入した46年7月に喪失するまでは国民年金の資格期間であるが、国民年金保険料の納付及び46年7月後に国民年金に再加入した記録がなく、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の妻が申立人の国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 63 年 2 月まで

私は、婚姻後に通知が届いたので、区出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時は大学生であったと説明しているが、大学生であった期間は国民年金の任意加入期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 1 月時点では申立期間は未加入期間であるため、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和 59 年 8 月 27 日と記載されていることをもって、同日から保険料をさかのぼって納付していると主張しているが、申立人の手帳記号番号の払出時期は平成 3 年 1 月ごろであり、当該年月日は、国民年金の被保険者となるべき時期であり、保険料を納付していることを示しているものではない。

さらに、申立人は、手帳記号番号が払い出された時点で、払出直前の平成元年 5 月から 2 年 12 月までの期間の保険料を過年度納付及び現年度納付したものと考えられ、申立人は、保険料をさかのぼって納付したのは 1 回であると説明していることから、申立人が保険料をさかのぼって納付したのは手帳記号番号の払出直前の期間であると考えられるほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私の母は、平成7年3月に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとされる申立人の母親は、申立期間の保険料の納付場所及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年1月時点では、申立期間は未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるほか、申立人は、母親から手渡されたとする国民年金手帳を、平成7年4月の就職の際に会社に提出したと説明しているが、当該会社は基礎年金番号制度が開始されるまで新卒者から国民年金手帳は預かっていなかったと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 42 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 42 年 8 月まで

私の紛失した 1 冊目の年金手帳には、100 円の印紙が 36 枚はったまま残っていたと記憶しており、納付済みになっている昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間直後の申立期間についても、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は以前に紛失した国民年金手帳に 36 枚の国民年金印紙がはってあった記憶をもって、申立期間の保険料を納付したと説明しているものの、「36 枚あったとする根拠について、24 枚では少なく、48 枚では多すぎる気がする。」と説明しており、国民年金手帳への貼付枚数も定かでない。

また、申立人は、年金手帳には、3 年間分に当たる 36 枚の印紙がはったまま残っていたと説明しているが、国民年金手帳の印紙検認台紙は、その年度の保険料を完納した際等に切り離され、所轄社会保険事務所（当時）に送付されることとなっており、3 年度分の印紙検認台紙が切り取られないまま残っているのは不自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成元年2月から同年4月までの期間及び2年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から同年4月まで
② 平成2年10月から同年12月まで

私は、持病があり、会社を退職した際には必ず国民健康保険に加入する必要があった。申立期間も国民健康保険とセットで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずである。平成9年に会社を辞めた際には、国民年金に加入し、保険料を納付した記録もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金の保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人は、国民年金手帳の受領に関する記憶が無いほか、申立人は国民年金と国民健康保険を同時に加入したと説明しているが、申立期間に居住していた区において申立人が申立期間当時に国民健康保険に加入した記録は確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年9月及び同年10月

私は、申立期間の国民年金保険料の納付勧奨の通知を受領したので、私の義母に私の保険料を立て替えてもらい、妻が義母と一緒に納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付時期及び納付書の受領の記憶が曖昧であり、保険料は納付書によらず納付勧奨の通知により納付したと説明しているほか、申立期間の自身の保険料も未納である。

また、申立人及びその妻は、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続を行った記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年11月まで
② 昭和49年12月から51年3月まで

私は、昭和48年3月に厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続は市区町村の窓口ではなく退職した会社の人事担当部局で行ったと説明するなど、加入手続に関する記憶が定かでなく、保険料の納付場所に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、厚生年金保険の適用事業所を退職した昭和48年3月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は51年5月に払い出されており、その時期に国民年金の任意加入の手続が行われていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は、申立人が国民年金に任意加入する前の期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記の手帳記号番号の手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から44年3月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和40年*月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、私が大学に在学していた46年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親が国民年金の加入手続をしてくれたのは申立人が20歳になった昭和40年*月ごろと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年9月ごろに払い出されており、申立人は、母親から自身の国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人が現在所持している国民年金手帳以外の手帳に関する記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は母親から申立期間の保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶が無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から54年3月まで

私の叔母は、私が結婚した昭和47年4月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の叔母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしてくれたとする叔母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和54年4月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の叔母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から2年3月まで
② 平成2年4月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった時、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとする母親は、加入手続きを行った時期、保険料額及び納付頻度等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年4月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳においても同月24日に任意加入したことにより初めて被保険者となったことが記載されていることから、当該期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間②については、手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、母親が保険料を一緒に納付していたとする申立人の兄は、当該期間当初の4月27日に被保険者資格を喪失し、当該期間は未納及び未加入期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 2 月まで

私は昭和 38 年に退職した後に国民年金の加入手続を行い、私又は元妻が国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 40 年 4 月に元妻と連番で払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であり、元妻は保険料を納付した記憶が無いこと、元妻の上記の連番で払い出された手帳記号番号は納付記録がないまま取り消されており、申立期間は未加入期間とされていることなど、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月、59 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 3 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月
② 昭和 59 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 60 年 3 月から同年 5 月まで

私は、最初に勤めた会社を辞めた後、母に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年 5 月ころに払い出されており、申立人が所持する当該払出時点で発行されたと思われる年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日が 63 年 1 月 23 日と記載されていること、申立期間は、平成 13 年 3 月の記録追加により国民年金の加入期間とされた期間であり、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は申立期間当時に水色の別の手帳を所持していた記憶があるとしているが、当時の手帳の色はオレンジ色であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 17 日から 50 年 5 月 6 日まで
② 昭和 50 年 5 月 6 日から同年 8 月 31 日まで

平成 20 年 8 月に、ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間①については、脱退手当金の支給記録があり、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①に係る脱退手当金については、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②については、A社に昭和 47 年 3 月 17 日から 50 年 8 月 31 日まで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月半後の昭和 50 年 8 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に

係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は昭和50年8月末までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間②当時の事業主は死亡している上、A社は、「申立期間②の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②の前後に被保険者であったことが確認できる5名の従業員に照会したところ、「申立人が退社した時期までは分からない。」と供述している。

さらに、A社の人事担当者は、「現在は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が仮に継続して勤務していたとしても、被保険者ではない期間に、給与から厚生年金保険料の控除をすることはなく、当時も同様の取扱いであったと思う。」と供述している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月28日から41年4月1日まで
② 昭和41年4月1日から同年7月25日まで
③ 昭和42年9月18日から44年3月1日まで

社会保険庁（当時）から58歳通知が来たときに、年金記録を確認したところ、申立期間①及び③については、脱退手当金の支給記録があり、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間①及び③に係る脱退手当金については、申立期間③の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の制度を知らなかったので、受給できるはずが無い。年金記録を回復してほしい。

また、申立期間②については、A社に昭和35年3月28日から41年7月25日まで継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和44年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は昭和41年7月25日までA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、「当社が保存している基金設立前社員退職者名簿により申立人は昭和41年3月31日に退職している。」と回答しており、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間②の前後に被保険者であり、連絡先が確認できた従業員に照会したところ、3名の従業員は、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している上、申立人自身も当時の同僚を記憶しておらず、申立期間②における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社は、「厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が仮に継続して勤務していたとしても、被保険者ではない期間に、給与から厚生年金保険料の控除をすることは無い。」と供述している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月27日から42年1月18日まで
② 昭和42年1月18日から47年6月26日まで

平成16年に、年金手帳を再交付した際に、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、長男を出産し病気で大変だった時期だったので、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無い。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年8月16日に支給決定されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月10日から36年2月1日まで
② 昭和36年4月1日から41年4月1日まで

60歳になる少し前に、信用金庫に依頼して年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から29年2月15日まで
63歳になったときに、厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。
しかし、A社を退職したときに、同社の期間については脱退手当金を受給したが、申立期間であるB社の脱退手当金は受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後に同社の被保険者期間のみを昭和36年6月ごろに脱退手当金として1万3,000円くらい受給したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間であるB社の被保険者月数47か月とA社の被保険者月数54かみを合算した101かみを基礎として、1万3,105円が同年6月19日に支給決定されており、法定支給金額とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立人の申立てどおり、A社のみを対象とした脱退手当金の支給額は、7,844円であることを踏まえると、申立人は申立期間を含む脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

その他の事情も含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 26 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 30 日まで
③ 昭和 48 年 5 月 16 日から同年 9 月 3 日まで

平成 21 年 10 月に、他県の第三者委員会から脱退手当金の件で照会があった時に、申立期間に脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間前に勤務していたA社の被保険者期間については、長男と次男の子育て中に脱退手当金を受給したが、申立期間については、受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長男と次男の子育て中に、A社の被保険者期間の脱退手当金を受給したと申し立てしているところ、申立期間③を退職後の昭和 52 年*月に次男が出生していることが確認でき、脱退手当金の支給決定日が 53 年 4 月 24 日であることを踏まえると、脱退手当金の受給時期はほぼ一致している。

しかしながら、脱退手当金を受給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、申立期間③を退職後に受給したのであれば、申立期間①前であるA社の期間のみを請求することはできず、申立期間についても脱退手当金として受給されているのが、自然である。

また、A社の期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっており、申立人の申立期間に係る最終事業所における事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、A社と申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、A社の期間及び申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立

期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月1日から32年9月1日まで
② 昭和32年9月1日から34年6月20日まで
③ 昭和34年11月10日から36年3月1日まで

年金記録の確認をしたときに、脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、退職してから相当の期間を経過後に支給されているのは理解できない。調査をして年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、事業所を退職後の昭和37年3月28日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年4月13日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①及び③に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月10日から30年2月11日まで
60歳になったときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年2月11日に資格喪失した者27名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち20名が申立人と支給決定日が同日であるとともに、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月8日から33年3月20日まで
② 昭和33年7月26日から35年2月29日まで

平成20年に、厚生年金保険の期間照会の回答が来た際に、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和46年3月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から平成 8 年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を控除保険料に見合った正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人から提出された昭和 63 年 5 月分から同年 7 月分まで、平成元年 5 月分から同年 7 月分まで、6 年 5 月分から同年 7 月分まで、7 年 5 月分から同年 7 月分まで、及び 8 年 5 月分から同年 7 月分までの給料明細書によると、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、給与明細書では、報酬月額に見合う標準報酬月額より、保険料控除額に見合う標準報酬月額が低く、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、あつせんは行わない。

一方、昭和 60 年 10 月分から 63 年 4 月分まで、同年 8 月分から平成元年 4 月分まで、同年 8 月分から 6 年 4 月分まで、同年 8 月分から 7 年 4 月分まで、同年 8 月分から 8 年 4 月分まで、及び同年 8 月分から同年 9 月分までについては、給料明細書の提出が無く、A社も、当該期間の資料を保有していないことから、当該期間の保険料控除等について、確認することができない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について、A社は、「当時、当社では厚生年金基金に加入していたが、厚生年金基金掛金分は、厚生年金保険料と併せて控除しており、給料明細書の厚生年金保険料の額に含まれている。」と回答しており、B会における厚生年金基金の標準報酬月額の記録も、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務した月に営業目標を達成し報奨をもらったことを覚えているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する具体的な記憶から、入社日は特定できないものの申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時のA社の従業員や厚生年金保険に関する資料が無いとしているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間及び申立期間前後に勤務していた 27 人の従業員に照会したところ、申立人と同じ営業所で同じ業務を担当していたとする従業員二人は、「雇用保険の加入日が入社日と思う。」と供述していることから、雇用保険加入日と厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、雇用保険加入後の翌月 1 日ないし翌々月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録は確認できないが、自身の入社日を記憶する 4 人の従業員の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、入社日の翌月 1 日ないし翌々月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、申立期間当時、従業員が入社して一定期間経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 15 日から 21 年 4 月まで

A社に在籍していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中は軍隊に出征しており、同社を正式に退職したのは、軍隊から復員した昭和 21 年 4 月ごろであったと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B県健康福祉部から回答があった兵役歴により、申立人が昭和 20 年 3 月 26 日に陸軍に入隊し 21 年 5 月 21 日に復員していることが確認でき、申立期間は、陸軍に召集されていた期間である。

一方、厚生年金保険法（旧法）第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

しかし、A社は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 20 年 8 月 15 日に、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、厚生年金保険法（旧法）第 59 条の 2 は、事業所が適用事業所となっており、厚生年金保険料の納付義務が発生していることを前提としているため、事業所が適用事業所となっていない期間については適用されない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
第四種被保険者として加入した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社を昭和 50 年 12 月 16 日に退職し、51 年 6 月ごろに社会保険事務所（当時）に相談に行き、第四種被保険者の資格取得手続を行った際に、6 か月分の保険料を一括して支払った記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は第四種被保険者の資格取得の手続を行った際に、昭和 51 年 1 月まで遡及^{そきゅう}して資格取得手続を行い、6 か月分の厚生年金保険料を一括して支払ったと主張している。しかし、厚生年金保険法（旧法）第 15 条第 3 項において、厚生年金保険第四種被保険者資格取得を申出した者は、資格取得日として最後に被保険者資格を喪失した日又は当該申出が受理された日のどちらかを選択する旨規定されており、申立人に係る「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書」により、当時申立人が申出年月日を資格取得日として選択し、申出の日は昭和 51 年 7 月 19 日であることが確認できる。

また、年金事務所が保管する「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出受理ならびに調査確認および調査決定伺」の決裁月日が昭和 51 年 10 月 1 日付けとなっており、同年 7 月から同年 10 月分の保険料納付書を送付する決裁が行われていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第四種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 21 日から 59 年 3 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保管していないと回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、A社での身分について「正社員であったか否か記憶していない。」としているが、同社の複数の従業員は申立人はパート従業員であった旨供述している上、同社の当時の経理担当者は、同社の厚生年金保険加入手続について、「正社員に対しては全員厚生年金保険に加入させていたが、それ以外の従業員については、本人の申出が無ければ加入させていなかった。」と供述している。

さらに、申立人の実父が加入していた船員保険被保険者原票の被扶養者欄には、申立人の氏名及び遠隔地被保険者証の交付期間が記録されており、申立期間を含む昭和 55 年 11 月 12 日から 59 年 7 月 28 日までの期間、申立人に対して遠隔地被保険者証が交付されていたことが確認でき、申立人が実父の被扶養者であったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社の親会社である C 社から提出された人事給与情報システムの記録及び平成 15 年 2 月から同年 4 月までの給与明細書により、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。しかし、C 社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細書では、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間に係るパート社員雇用契約書の社会保険加入欄には、雇用保険のみ記載され、厚生年金保険に加入していないことが推認できる。

さらに、C 社の給与担当者は、申立人が入社当初、短時間労働者であったため厚生年金に加入させず、本人の仕事の状況及び勤務時間等を考慮し、契約更新時に厚生年金保険に加入させた旨供述している。

加えて、A 社が加入していた D 健康保険組合の回答書によると、申立人が同組合で資格を取得したのは平成 15 年 4 月 1 日となっており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 23 日から同年 8 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では給与及び社会保険事務事務を担当しており、同期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の回答から判断すると、申立人が申立期間を含め継続して同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金の加入記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、資格喪失日を昭和 47 年 8 月 1 日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届を自ら作成し、健康保険組合経由で社会保険事務所 (当時) に届け出たと供述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年 7 月 23 日とした申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について訂正等の不自然な記載は見当たらない。

さらに、B 社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 19 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には厚生年金保険料を控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、同社に営業職として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿及び従業員の供述から、営業職の従業員については、入社から厚生年金保険被保険者資格の取得までに、3か月から1年の期間があることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和 47 年 8 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の商業登記簿謄本から、59 年 12 月に解散していることが確認でき、事業主らの所在が不明であるため、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶しているA社の上司は、所在が不明であり、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から3年3月31日まで
A社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与に見合う標準報酬月額より低いものとされている。同社では代表取締役として勤務していたが、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成元年3月から同年11月までは47万円、同年12月から3年2月までは53万円と記録されていたものが、同年5月9日にさかのぼってそれぞれ15万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び当該訂正処理が行われた平成3年5月9日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の毎月の厚生年金保険料の決済は自身が行っており、同社の最終的な決裁の権限は自分にあつたとしていることから、申立人は、同社の代表取締役として標準報酬月額の減額訂正について同意していなかったとは考え難い。

さらに、A社の複数の従業員が、申立期間当時、給与の遅配があり、給与から厚生年金保険料は控除されていたが、社会保険事務所（当時）に納付されていなかったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月ごろから24年3月ごろまで
② 昭和34年10月ごろから36年3月ごろまで

A社及びB社に勤務していた各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が無く、申立人は同社における事業主や従業員の氏名、連絡先を記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人のB社での業務内容及び同社から同社のグループ会社であるC社（現在は、D社）に入社した経緯等についての供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒にB社からC社に入社したとする同僚一人については、申立人と同様に、B社に係る事業所別被保険者名簿により、被保険者記録を確認することができないが、C社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和36年4月1日に被保険者資格を取得していることを確認することができる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間及びその前後に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在の判明した従業員11名に照会したが、申立人を記憶している者は無く、これらの者に申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社の現在の総務担当者は、既に当時の担当者が退職しており、資料も保管

されておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月1日から7年8月1日まで
② 平成16年4月5日から17年2月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、給与支給総額に比べて低く記録されている。現在所持する確定申告書及び給与振込の預金通帳を提出するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された平成7年分の所得税の確定申告書によると、申立期間①の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）よりも高いことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間①当時の資料を既に廃棄しているため、保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の現在の社会保険労務士は、「同社は、社会保険事務所（当時）への報酬月額の届出について、5、6年前までは、交通費等の手当を含めない額を届け出ている」と供述しているところ、申立人は、交通費等の手当が含まれていない基本給が26万円であったと主張していることから、同社は、申立人の申立期間①について、基本給の報酬月額に基づく標準報酬月額を、社会保険事務所に届け出ていると考えられる。

さらに、申立人の提出した上記確定申告書に記載されている社会保険料額から厚生年金保険料の控除額を算出すると、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）に見合う控除額よりも低い額となっていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された預金通帳及びB社から提出された申立人に係る年間賃金台帳（簡易）によると、申立人に係る申立期間②の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、B社は、「標準報酬月額の算定において、通勤費を算入していない報酬額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ている。」と回答している。

また、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、上記年間賃金台帳（簡易）により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から34年2月1日まで

A社B営業所（厚生年金保険の適用は同社C支店）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同営業所には中学校の恩師の紹介で高校卒業後に入社し、同社では発送事務を行っていた。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から、申立人が申立期間にA社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社C支店を統括している同社D支店は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除について不明である。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に昭和34年2月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員10名に照会したところ、8名から回答があり、そのうち、申立人と同じく事務系の仕事に従事していた3名の男性従業員は、本人が記憶している同社の入社日と被保険者資格取得日との間に10か月から2年程度の期間があり、いずれの従業員も、「その期間は臨時社員の期間であり、その間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料控除も無かった。」と回答しているところ、上記同僚は、「申立人は、臨時職員で入社したと思う。」と供述している。

さらに、上記3名の従業員のうち、高校卒業後、申立人と同様にA社の営業所に採用され、申立人が勤務していた同社B営業所の近隣の営業所で事務系の仕事に従事していた1名は、「昭和32年4月から34年1月までは臨時採用の期間であり、その間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料控除も無かった。また、自分は、同社で組

合の執行役員を行っていたが、営業所採用の場合は、臨時社員として採用し、組合と会社が協議して、一定期間経過後に正社員としていた。」と供述している。

このことから、申立期間当時、A社の営業所では、従業員を当初臨時社員として採用し、一定期間経過後に正社員として厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月から 9 年 4 月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成 9 年 4 月ごろまで勤務し、申立期間の厚生年金保険料は、社会保険事務所（当時）の指示により納付したはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 8 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）ことが確認できる。

また、申立人は、A社の全喪日と同日の平成 8 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、オンライン記録により、当該喪失処理は同年 3 月 5 日に行われていたことが確認でき、申立人の資格喪失日がさかのぼって訂正処理された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録及び商業登記簿謄本において申立期間当時、A社の事業主であったと確認できる者は、同社との関係を否定しており、この者からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社において平成 6 年以降に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 11 人の従業員のうち、連絡先の判明した 10 人に退社日を照会したが、同社の全喪日以降も同社に勤務していたとする従業員は確認できないことから、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付したはずなので、社会保険事務所の入金記録を調べてほしいと主張しているが、日本年金機構では、A社に係る滞納処分票及び全喪に関する各種届出については保存期間を経過しており処分済みであることから確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月1日から同年9月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険料が控除されていたことの証明として平成16年分の源泉徴収票及び健康保険被保険者証を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している出勤簿一覧及び派遣元台帳により、申立期間のうち平成16年3月15日から同年9月30日までの期間については、申立人が同社と雇用契約関係にあったことが確認できる。

しかし、A社では、申立期間のうち、平成16年1月1日から同年3月14日までの期間については、申立人との雇用契約は存在しないとしており、同社が保管する平成16年分の賃金台帳により、申立期間については、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が所持する平成16年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、上記の賃金台帳により、申立期間以降に申立人がA社と雇用契約関係にあった期間に係る給与から控除されていることが確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額と一致する。

さらに、B健康保険組合が保管する適用台帳により、申立人は申立期間当時、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認でき、A社では、健康保険の任意継続被保険者を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録によると、A社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の年の標準報酬月額と比較して大幅に減額されている。給与明細書等はないが、同社に在籍した期間は一度も降格や減額をされたことはなく、順調に昇格、昇進していたので標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額が、申立期間前後の年の標準報酬月額と比較して大幅に減額されているので、申立人の申立期間における標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社は、平成 20 年 7 月*日に解散しており、同社を吸収したC社のグループ会社でA社の人事や社会保険関係について継承しているD株式会社は、当時のA社における厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等については不明であると回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間である昭和 56 年 10 月に、申立人を含む 14 名の元従業員の標準報酬月額が大幅に減額されていることが確認できるが、D社では、当時の資料は無いことから、その理由については不明であると回答している。

さらに、申立期間当時、A社が加入していた厚生年金基金の申立人に係る記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致していることから、同社は社会保険事務所（当時）に記録どおりの届出を行ったものと推認でき、同被保険者名簿にも、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から22年1月20日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には昭和20年7月1日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、申立期間中、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人同様、昭和22年1月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員は18人確認できるが、当該日に被保険者資格を取得した従業員は、「当該日に19人の従業員が同社で一斉に採用された記憶は無く、自身の記憶する先輩も自分と同じ日に厚生年金保険に加入している。」とし、また、別の従業員は、「自分は、厚生年金保険に加入する前から同社に勤務していたが、厚生年金保険に加入する前に保険料が控除されていたかどうかについては記憶に無い。」と供述していることから、同社では必ずしも従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

なお、オンライン記録によると、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在も特定することができないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 9 月 ごろから 19 年 1 月 1 日まで
② 昭和 19 年 8 月 21 日から同年 9 月 4 日まで

A社B事業所（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の労働者年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 16 年 9 月 ごろから 19 年 9 月 4 日まで継続して勤務していたので、申立期間を労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 16 年 9 月 8 日に健康保険の資格を取得、19 年 1 月 1 日に健康保険の資格を喪失し、同日付で、健康保険の資格を再取得及び労働者年金保険の資格を取得している記録を確認することができることから、申立人は、16 年 9 月 8 日から同社同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①のうち、昭和 16 年 9 月 8 日から同年 12 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法の施行前の期間であり、17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、同法の施行準備期間であり、保険料は徴収されない期間であることから、当該期間については労働者年金保険の被保険者期間とはならない。

また、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の申立期間①における勤務形態について確認することができない。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿及び労働者年金保険被保険者台帳における申立人の労働者年金保険被保険者資格取得日は昭和 19 年 1 月 1 日となっており、健康保険労働者年金保険被保険者名簿と一致していることが確認できる。

申立期間②については、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の

退職時期を特定することができない。

また、申立人は、昭和 19 年 9 月 4 日に軍隊に入営したとしているところ、申立人と同様、軍隊に入隊するため A 社 B 事業所を退職した従業員は、「自分は昭和 19 年 7 月末に同社を退職し、同年 8 月 11 日に軍隊に入隊した。」旨回答していることから、申立人が同社を退職してから軍隊に入隊するまでの間に一定期間の準備期間があったものと考えられる。

なお、C 社は当時の資料を保管しておらず、申立人が記憶する同僚の住所を特定することができないため、事業所及び同僚から申立人の勤務実態及び労働者年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における労働者年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月1日から同年11月30日まで
② 昭和43年7月1日から同年10月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、当該期間についてもそれぞれ勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から、同僚及び複数の従業員に照会したが、申立人の入社時期及び退職時期を特定することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届は昭和41年12月2日に、資格喪失届は43年7月10日に社会保険事務所（当時）においてそれぞれ受付されており、資格喪失届が提出された際に、健康保険証が返納されている旨の記録があることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者及び社会保険担当と思われる者の住所を特定することができないため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月1日から16年5月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成16年5月31日まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本及び同社の総務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間中、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、申立人は、平成14年11月1日付けで常勤取締役から非常勤取締役になった際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、その後の厚生年金保険料は控除していないとしている。

また、B健康保険協会C支部の回答及びオンライン記録から、申立人は、厚生年金保険を資格喪失した平成14年11月1日付けで健康保険を任意継続したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 39 年 3 月 31 日まで継続して勤務し、同年 3 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の退職時期について確認することができない。

また、月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の記録のある従業員に退職月の厚生年金保険料の控除について照会したが、当時のことは覚えていない旨回答している。

なお、オンライン記録によると、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から29年5月1日まで
② 昭和30年3月1日から34年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入期間が無い。同社には、昭和28年4月1日から34年4月1日まで継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元役員の供述及び申立人が同社に勤務中に通っていたとする学校から提出された入学志願書から判断すると、申立人は、申立期間①に、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和28年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①の一部の期間において、同社は適用事業所になっていない。

また、A社は当時の資料を保管しておらず、上記元役員及び同僚から、申立人の申立期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿によると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和29年5月1日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の日付と一致していることが確認できる。

申立期間②については、申立人を知る複数の役員及び同僚に申立人の勤務実態について照会したが、申立人の退職時期を特定することができなかった。

また、申立期間②当時、申立人と同様に経理事務を担当していたとする複数の従業員は、いずれも申立人のことを知らず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から30年7月まで
② 昭和31年4月から35年7月まで

A社及びB社に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。当該期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①当時、経理担当をしていたとする従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記経理担当者は、「申立人は営業担当であり、営業は歩合制の人と固定給の人がいた。営業の人は出入りが激しいので社会保険の加入はまちまちだったと思う。」とし、また、申立期間①当時、営業担当であった従業員は、「自身の入社から1年9か月後に厚生年金保険に加入した。」旨それぞれ回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

申立期間②については、B社の従業員は、「申立人の名前は知っている。」とし、また、別の従業員は、「申立人のことを何となく覚えている。」旨それぞれ回答していることから、時期は特定できないが、申立人は、申立期間②に、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記複数の従業員は、申立人の勤務時期及び勤務形態については記憶が無い

としている。

また、B社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 10 日から 34 年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人のほかに昭和 33 年 8 月 10 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した従業員が 3 人おり、また、34 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員が 5 人いることが確認でき、そのうち 1 人は、申立人と同様、厚生年金保険被保険者記録に空白期間があることが確認できる。

さらに、当時の社会保険担当を含む複数の従業員は、「会社の専務より、社会保険事務所 (当時) から指導があったということで、昭和 34 年 12 月から厚生年金保険に加入することになった記憶がある。」と供述している。

なお、オンライン記録によると、A社は既に適用事業所ではなくなっており、同社の実質的の代表者であった専務取締役は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月19日から37年9月23日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かであり、同社で勤務していたことを確認できる写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された写真及び申立期間当時、A社に勤務していたとする従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和43年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所となっていない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員は、「自分は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していたが、厚生年金保険に加入する前は、保険料を控除されていなかった。」と供述している。

なお、B社は当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 56 年 5 月 20 日まで
A病院に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、同病院と同一建物内にあったB薬局で調剤業務を行っていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A病院及び同病院と同一建物内にあったB薬局に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録により、A病院は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、当時の事業主の連絡先が不明であることから、同病院及び事業主から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、A病院に係る事業所別被保険者原票では、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚の氏名が確認できないため、上記事業所別被保険者原票により、申立期間当時にA病院で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員9名に照会したところ、4名から回答があったものの、申立人を記憶していた者はいないため、これらの同僚及び従業員から、申立人の申立期間における同病院の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

一方、申立人がA病院と兼務していたとするB薬局は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所になった記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 50 年 7 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に昭和 50 年 7 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録では、申立人の A 社における離職日は、昭和 50 年 7 月 29 日であることが確認できる。

また、B 社から提出された辞令により、申立人は、昭和 50 年 7 月 29 日付けで A 社を退職していることが確認できる上、B 社から提出された厚生年金保険被保険者管理台帳により、申立人の被保険者資格喪失日は同年 7 月 30 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11841 (事案 1906 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月30日から同年4月8日まで
② 昭和31年4月19日から同年5月1日まで
③ 昭和31年6月30日から同年7月1日まで
④ 昭和32年8月27日から同年12月25日まで
⑤ 昭和37年12月23日から38年2月1日まで

A社に船員として勤務した期間のうちの申立期間①、B社に船員として勤務した期間のうちの申立期間②、C社に船員として勤務した期間のうちの申立期間③及びD事業所に船員として勤務した申立期間④について、いずれも船員保険の加入記録が無い
ため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、当時の船員手帳を提出したにもかかわらず記録の訂正は認められなかった。船員保険の場合は、船員手帳上の雇入れと同時に被保険者資格を取得できるはずであり、仮に、会社による届出が遅れた場合であっても、雇入日から自動的に船員保険被保険者となる制度になっている。今回、当時の同僚の氏名を思い出したので、調査の上、各申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、E社に船員として勤務した期間のうち、申立期間⑤の船員保険の加入記録も無い。当該期間についても、同様に船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人が所持している船員手帳に記載されている雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険の被保険者資格の

取得及び喪失の根拠とすることはできない。

- 2 申立期間①ないし④に係る申立てについては、申立人が当該申立てに係る事業所に勤務していたことは認められるものの、当該期間については、申立人の船員保険への加入事実や、申立人に係る船員保険料の給与からの控除について確認できる関連資料等が得られないことから、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立てに係る事業所（A社、B社、C社及びD事業所）における複数の同僚の氏名を提示しているが、これらの同僚については、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿に氏名が記載されていないため特定できないか、又は、氏名が確認できる場合であっても死亡若しくは連絡が取れないこと等により供述が得られず、当該事業所における当時の船員保険の取扱いや船員保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、上記複数の同僚のうち、上記被保険者名簿において船員保険の被保険者記録が確認できる同僚については、申立人と同様、船員手帳上の雇入期間と船員保険の加入期間が一致していない者が複数認められる上、申立人と同時期に被保険者資格を取得又は喪失するなどしており、申立期間①ないし④において、申立人が乗船した船舶において船員保険の加入記録が確認できる者は見当たらない。

このほか、申立期間①ないし④について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

- 3 申立人が今回新たに申し立てている申立期間⑤については、申立人から提出のあった船員手帳の記録により、申立人がF船の船員として、昭和37年12月23日から当該期間を含めて38年12月11日までの期間、E社に勤務していたことが確認できる。

しかし、E社から提出のあった申立人に係る「船員保険被保険者資格取得届」により、事業主が関係行政庁に対して、昭和38年2月1日を申立人の資格取得日として届け出ていることが確認でき、これは、同社に係る船員保険被保険者名簿及びオンラインの記録と一致している。

また、申立人が記憶していた複数の同僚については、上記被保険者名簿を確認したものの、いずれもその氏名が記載されていないためこれらの者を特定できず、当時のE社における船員保険の取扱いや船員保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑤に係る船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11842 (事案 1905 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年11月26日まで

代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違しているため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。今回の再申立てに当たって新たな資料は無いが、当時、会社の経営状況が悪化していた折、社会保険事務所(当時)において、滞納保険料の処理について、内容の分からない届出書に会社の代表者印を押したものの、同事務所の担当職員から標準報酬月額の減額に係る説明を受けた記憶は無く、これに同意した記憶も無いため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所において、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されているものの、当該届出書に会社の代表者印を押印した旨供述し、かつ、代表取締役であった申立人が、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「社会保険事務所からは、標準報酬月額の減額処理の結果、『いずれ支給される年金はこうなりますよ。』との助言も無かったように思う。もし助言があったならば、それはやめてくれと言ったであろう。したがって、私は将来受け取る年金額に影響することを承知し、同意・確認したわけでもないのに、信義則にもとるとは思わない。」旨主張している。

しかし、申立人は、今回、改めて上記標準報酬月額の減額処理に係る届出書に会社の代表者印を押印したことを認めており、当該届出により申立人が業務を執行する責任を

負っている会社が負担すべき保険料債務が縮減されているところ、A社において、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該届出行為に責任を負うべきであり、その結果としての標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上認められず、また、当該主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和34年4月から勤務しており、また、当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記給料支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から給与の支給を受けているものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた4人は、いずれも「自分は、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも前に同社に入社している。」旨供述しており、また、これらの従業員が入社したと供述している時期から当該被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも3か月ないし14か月となっていることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、A社は昭和39年12月28日に

厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から29年1月6日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

昭和48年5月に申立人が作成したものであるとして、申立人の妻から提出のあった履歴書には、申立人が25年4月にA社に入社した旨記載されているところ、申立人の同僚が、「自分は昭和26年ごろにA社に入社し、申立人はそれから約1年後に同社に入社したと記憶している。」旨供述していることから判断すると、申立人が27年ごろから同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、オンライン記録では、A社は昭和48年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人よりも約1年早く入社した旨供述している上記同僚は、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、申立人と同日の昭和29年1月6日であることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿等から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた二人の従業員（共に申立人と同一職種）について、これらの従業員がA社に入社したと供述している時期から、上記被保険者名簿等における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、12か月又は30か月となっていることが確認できる。

これらのことから、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、上記の同僚及び二人の従業員はいずれも、A社に入社したと供述している時期から厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について記憶しておらず、また、当時の給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者証記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和 29 年 1 月 6 日）は、上記被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録における申立人の被保険者資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の勤務を確認できる在職証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「在職証明書」(B社が作成)、事業主の回答及びA社の当時の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち、同日以前の期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「自分は、A社に勤務した当初は、時給制の社員であった。」旨供述しているところ、上記被保険者名簿から申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、「自分は、会社に勤務した最初の半年間は時給制の社員で、その後に正社員として厚生年金保険に加入した。申立人も当初は時給制の社員で、相当期間経過後に正社員になったと思う。」旨供述している。

さらに、B社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができず、しながらも、「現在の取扱いとして、当社では、従業員を厚生年金保険と雇用保険に一体として同時に加入させている。」旨回答しているところ、上記被保険者名簿から申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員は、いずれも、当該資格取得と同時期に雇用保険の被保険者資格も取得していることが公共職業安定所の記録により確認できる。このことから、A社では、申立期間同時に

においても、従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させる取扱いであったと考えられる。そして、申立人についても、厚生年金保険の記録における同社での資格取得日及び雇用保険の加入記録における同社での資格取得日が、共に昭和 61 年 4 月 1 日と一致していることが確認できる。

加えて、申立人については、厚生年金保険手帳記号番号払出簿における A 社での資格取得日（昭和 61 年 4 月 1 日）が、上記被保険者名簿及びオンライン記録における資格取得日と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月ごろから46年7月ごろまで
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に正社員として勤務し、動物の飼育に係る業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、A事業所については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名による確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A事業所の当時の代表者及び経理事務担当者は、いずれも既に死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、申立人は、当時、A事業所が従業員6人程度の事業所であった旨供述しているところ、このうち1人については、申立人はその姓を記憶しているのみであるため当該従業員を特定できず、また、申立人は、その他の従業員の氏名を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 17 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。当時の給与明細書及び預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成 15 年 4 月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額（26 万円）に見合う報酬月額を超える給与（総支給額）を支給されていたことは確認できるものの、当該給与に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、上記 1 を踏まえると、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 15 年 5 月から同年 11 月までの期間については、申立人から提出のあった預金通帳におけるA社からの給与振込明細により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額（26 万円）に見合う報酬月額を超える給与（振込額）を支給されていたことは確認できるものの、申立人は、当該期

間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等を保管しておらず、また、同社では、申立人に係る資料を保存していないと回答している上、オンライン記録から当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた複数の従業員は、いずれも給与明細書等を保管していないと供述しているため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 3 申立期間のうち、平成15年12月から17年5月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間のうちの一部の期間に係る給与明細書並びに申立人が居住している市から提出のあった「平成17年度（平成16年中所得）市民税・都民税課税（非課税）証明書」及び「平成18年度（平成17年中所得）市民税・都民税課税（非課税）証明書」等により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額（26万円）に見合う報酬月額を超える給与（総支給額）を支給されていたことは確認できるものの、当該給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額等を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録（26万円）と一致している。

このため、上記1を踏まえると、申立期間のうち、平成15年12月から17年5月までの期間については、報酬月額に基づく標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が低く、当該控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、上記給与明細書等に基づき記録訂正を行うことはできない。

- 4 このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月13日から59年1月21日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明。」と回答している。

また、A社の申立期間当時の人事担当者は、申立人を記憶しており、「申立人はパートタイマーであった。昭和56年又は57年ごろは、A社の経営母体に変更になったことにより、工場閉鎖、大量解雇を行った時期であり、パートタイマーの厚生年金保険の被保険者資格を一時的に喪失させたことがあった。資格を喪失させた従業員の厚生年金保険料については、控除していなかった。」旨供述している。

さらに、申立人は同僚1名を記憶しているが、その同僚とは連絡が取れないことから、当時の厚生年金保険の加入状況を確認することはできない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員に照会したところ、そのうち一人は申立人を記憶しており、「申立人と同様にパートとして勤務していたが、昭和59年1月からパートも厚生年金保険に加入できるようになり、申立人と同時に厚生年金保険に加入した。」旨供述しているところ、申立人と同日である昭和59年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の被保険者記録に不自

然な記録訂正等が確認できないほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月ごろから35年4月ごろまで
② 昭和36年12月ごろから37年3月ごろまで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社（現在は、D社）に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

A社では3か月の契約で数回勤務し、勤務時期をはっきりとは記憶していないが当時の同僚の名前を記憶しており、それぞれの期間にアルバイトとして勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた旨申し立てているが、B社は、「申立期間①当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」と回答している。

また、申立人は、A社において一緒に勤務していた同僚について、姓のみを記憶していることから、これらの者を特定することが困難であり、申立人の申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた7名はいずれも、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

加えて、申立人は、A社ではアルバイトで勤務していた旨供述しているところ、上記従業員のうち2名は、「同社では、アルバイトやパートの人は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していた旨申し立てているが、D社は、

「申立期間②当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」と回答している。

また、申立人がC社において一緒に勤務していたと記憶している同僚は、同社での勤務についてほとんど覚えていない旨供述していることから、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間②に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた5名はいずれも、「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

加えて、申立人は、C社ではアルバイトで勤務していた旨供述しているところ、上記従業員のうち2名は、「当社では、アルバイトの人は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

また、上記被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①及び②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月25日から25年1月31日まで
② 昭和26年7月1日から27年6月30日まで
③ 昭和54年1月1日から平成7年4月1日まで

A事業所のボーイとして勤務していた申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。B社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間③について、毎月52万3,000円をもらっていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA事業所で勤務したとしているが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格確認標を保管しているD局E事務所では、「申立人は、昭和24年5月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月25日に資格喪失した後、25年1月31日に再取得し、26年7月1日に喪失したと記録されている。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

また、連合国軍要員のうち、非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格については、「連合国要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格の取扱いについて」（昭和26年7月3日保発第51号、厚生省保険局長から都道府県知事あて通知）により、昭和26年7月1日以降は、雇用関係の切替えにより、クラブ、PX、ホテル、劇場、宿舎などの非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用される者は、政府の直備使用人としての身分を喪失することになり、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同様に同年7月1日に資格喪失した被

保険者が多数いることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している同僚3名は、上記被保険者名簿に記載が無く、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に勤務していたことが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた10名はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務状況等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、昭和54年1月から毎月52万3,000円の報酬を受けていたとしている。

しかし、C社から提出された「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」の標準給与月額及び「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」の標準給与月額並びにF基金から提出された申立人のC社に係る申立期間の標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、C社は、「社会保険事務所（当時）に届出どおりの標準報酬月額に見合う保険料を控除した。」と回答している。

さらに、申立人がB社を平成7年6月16日に離職したことに伴い作成された雇用保険受給資格者証の「離職時賃金日額」から算出される賃金月額は、申立人が主張する報酬額よりも低額となっている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から28年8月1日まで
A事業所(後に、B社に商号変更)の配達係として昭和27年6月1日に入社し、28年7月31日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。1か月間で辞めた記憶は無いので、良く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間にA事業所に勤務していたと申し立てているが、同社は既に解散しており、当時の事業主に連絡できないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、同僚の名前を覚えていないことから、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員に照会したところ、回答のあった2名は、申立人の氏名を覚えていない旨供述している。

さらに、上記従業員のうち1名は「事業所は1か所で従業員数は30名ぐらいの会社であったので、1年間在籍していれば名前を覚えていると思う。パン製造は夜まで勤務し、配送係は朝が早くてきつい仕事であり、当時は、入社してすぐに辞めていく従業員が多かった。」と供述している。

加えて、申立人は、A事業所が昭和27年12月1日にB社に商号変更していることを記憶していない。

一方、上記被保険者名簿に不自然な記録訂正等は無く、厚生年金保険被保険者台帳でも、資格喪失日は昭和27年7月1日と記載され、喪失原因欄に「退職」と記載されている

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も営業職として同社B支店で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主と連絡が取れず、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについては、確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた申立人と同職種であった従業員は、「自分の勤務期間は昭和 43 年 7 月 1 日から 44 年 12 月 31 日だった。」と供述しているところ、上記名簿で確認できる資格取得日は昭和 44 年 3 月 1 日、資格喪失日は同年 12 月 31 日と記録されており、入社から一定期間は厚生年金保険に未加入となっていることが確認できる。

さらに、上記従業員は、「厚生年金保険の未加入期間における保険料の控除については不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。

加えて、厚生年金保険記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険の記号番号の払出日は昭和 44 年 9 月 17 日、厚生年金保険の資格取得日は同年 9 月 1 日と記録されており、上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 7 月 28 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社（昭和 40 年 1 月 1 日より前は、A社B工場）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務したと申し立てている。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない。また、申立人が記憶する事業主は、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無く、同社に係る事業所台帳に記録されている事業主は、住所不明で連絡を取ることができない。

これらのことから、A社及び当該事業主からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚5名について調査したところ、1名は被保険者記録が無く、1名は住所が不明であり、連絡先が確認できた3名に照会したところ、2名は申立人を記憶しておらず、1名は申立人と一緒にA社に入社したことは覚えているが、申立人が退職した時期は覚えていないとしている。

さらに、上記の事業所台帳から、申立人と同様に昭和 38 年 6 月に被保険者資格を取得し申立期間も被保険者であった従業員3名に照会したところ、回答のあった2名は、申立人が申立期間においてA社で勤務していたか覚えていないとしている。

加えて、上記の事業所台帳によると、申立人と一緒に入社したことを記憶している同僚は、昭和 39 年 9 月 1 日に資格喪失し、同年の定時決定の記録があるものの、同年 8 月 1 日に資格喪失と記録されている申立人には定時決定の記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から46年2月3日まで
② 昭和54年から62年9月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社（現在は、D社）に勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の在籍が確認できないとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における事業主、経理担当者及び同僚一人が、申立人を記憶しているものの、申立人の入社時期を覚えていないことから、これらの者から申立人の入社時期を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当時、被保険者であった従業員18人に照会したところ、回答があった10人のうち9人が申立人を記憶していないとしており、残りの一人は申立人を知っているものの申立人の入社日を覚えていないとしていることから、この者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、D社は、「申立期間当時当社に在籍していた者からの聴取により、申立人の在籍が確認できた。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、「申立人に係る給与明細書等の資料を保管していないため詳細は不

明であるが、正社員であれば、確実に厚生年金保険に加入させ、保険料を徴収し、社会保険事務所（当時）への納付も行っているので、申立人の厚生年金保険の加入記録が無いとすれば、申立人が臨時社員として在籍していた可能性が高い。」と回答している。

また、申立人は、C社に勤務していた同僚一人を記憶していたが、当該同僚は既に死亡している。そこで、同社に係る事業所別被保険者名簿により、当時、被保険者であった従業員 17 人に照会したところ、4人が申立人を記憶しており、そのうち二人は、「申立人はアルバイトあるいはフルタイムのパート社員だったのではないか。」と供述している。

さらに、上記の証言を行っている者の一人は、「当時、現場の人で正社員の方は少なく、多くの方が臨時社員であるフルタイムのパート社員だった。当時の専務が、勤務成績によって正社員にすると言っていたのを覚えている。」と供述しており、また、もう一人は、「入社時はフルタイムのパート社員だったが、正社員になったと同時に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月から21年6月1日まで

A社は、自分が昭和18年2月ごろに乗船していたB船を同年3月ごろに借り入れたところ、同船は20年2月ごろ撃沈された。その後、C国軍の主計兵となり、21年6月1日にC国に帰国するまでの間、同社から実家の父親あてに給与が送金されていたと聞いていたので、申立期間を船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D省E局が保管している応募者名簿により、申立人が、申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年9月2日までの期間において、A社に在籍していたことが認められる。

しかし、A社は、休眠状態であり、申立期間当時の従業員に係る資料は入手できず、同社に係る商業登記簿は廃棄されており、代表者等の氏名も判明しない上、申立人は当時の上司、同僚等を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務の実態及び船員保険料の控除等について確認できない。

また、申立人は、船員手帳を保有していないことなどから、A社が借り入れたB船の船員として、申立期間に同船に乗船していたことを確認することができない上、同船に係る船員保険被保険者名簿によれば、同船が船員保険の適用事業所となったのは昭和26年9月1日であり、申立期間は船員保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、上記B船の船長、船員等8人を記憶しているが、いずれも死亡又は所在不明であり、連絡が取れないことから、申立人の勤務の実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月26日から39年3月30日まで
A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても、A社に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録では、同社において、昭和37年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年12月26日に資格を喪失後、39年3月30日に再度資格を取得していることが確認できる。

一方、B社は、「申立期間当時の従業員に係る資料が保存されておらず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しているが、当時のA社の役員は、「当時のバスガイドの中には、一度会社を辞めた後、再び会社に入社してくる者もいた。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人がA社で昭和39年3月30日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得したときの標準報酬月額は、資格喪失時の標準報酬月額より6,000円引き下げられているところ、申立人と同様に、同社で被保険者資格を一度喪失し、相当期間(5か月から11か月)経過後に被保険者資格を再取得した複数の従業員の標準報酬月額も6,000円引き下げられていることが確認できる。

さらに、上記従業員のうちの一人は、「A社を一度退職したが、半年ぐらい後に同社に再び就職した。」と供述している。

これらのことから、申立人についても、申立期間においてA社を退職していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年11月26日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和29年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の同期入社に従業員の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の後継会社であるB社は、「A社の従業員に関する資料は残っておらず、申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、A社の当時の代表者は所在が判明せず、連絡が取れないが、当時の同社の厚生年金保険事務を担当していた総務課長は、「当時、新入社員には試用期間があり、入社してすぐには厚生年金保険に加入させておらず、数か月の試用期間が経過した後に厚生年金保険に加入させてから厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

さらに、A社の当時の経理課長は、「当時の新入社員は6か月くらいの試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人同様、昭和29年11月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人が「自分は昭和29年3月25日に同社に入社した。当時は相当期間の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入しておらず、試用期間経過後に厚生年金保険に加入し、保険料が控除されるようになった。」と供述しているほか、複数の

従業員が、当時、A社では4か月から8か月間の試用期間があった旨供述していることから、同社では、当時、入社後相当期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者証の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、オンライン記録と同じ昭和29年11月26日となっており、当該資格取得日に訂正等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月から同年9月まで
A社(現在は、B社)本社工場に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同工場に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社本社工場の従業員の供述により、期間は特定できないが、申立人が同工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、「当時の従業員に関する人事記録等を保存していないため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については不明である。また、当時、A社本社工場では、試用期間を設けていたと思われる。」と回答している。

また、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶していないことから、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、かつ、連絡先が判明した複数の従業員に照会したところ、入社時期について供述が得られた従業員9人について、その供述内容及び上記被保険者名簿により、入社後2か月から2年2か月程度経過後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記供述が得られた従業員のうち、申立人と同じA社本社工場に勤務していた従業員は、「同社では、本社採用の場合、大学卒で2か月、高校及び中学校卒で6か月程度の試用期間があり、厚生年金保険には本採用と同時に加入することになっていた。本採用後の給与の手取り額がそれまでよりも減額になったことを記憶しているので、試用期間中に保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 ごろから 12 年 10 月 ごろまで
A社が経営する店舗であるB店に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間にA社のB店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、平成 12 年 10 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の従業員に係る資料が入手できず、当時の代表者は所在が不明なことから連絡が取れず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時のA社の役員及び関連会社の複数の役員は、「当時、B店の従業員は、A社の従業員として採用し、原則的に国民年金に加入させており、健康保険については、同社が加入するC国民健康保険組合に加入させていた。厚生年金保険に加入できたのは、社長が許可した者だけだった。」と供述している。また、C国民健康保険組合の回答書により、申立人が、同国民健康保険組合に平成 8 年 9 月 1 日から 12 年 10 月 17 日まで加入していることが確認できる。

さらに、A社の当時の監査役は、「当社は、B店の従業員を厚生年金保険に加入させるよう、国から再三勧告を受けていたが財政上できなかった。」と供述している。

加えて、申立人が記憶している上司二人は、所在が不明せず連絡が取れないが、オンライン記録によれば、いずれもA社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、年金額の計算基礎とされる期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る平成 5 年 4 月の賃金台帳から、同年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。このことから、同社は申立人からの指摘を受け、21 年 12 月 11 日付けで、申立人の資格喪失日を 5 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日に訂正する旨の届出を行い、記録訂正が行われたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付には反映されない。

また、雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立期間に係る賃金台帳に記載されている出勤日数等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できない。

なお、A社は、「申立人の依頼を受けて訂正の届出を行ったが、申立期間の勤務に関する資料は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人は、A社を退職したのは平成 5 年 3 月 20 日であると供述していることから、申立人が同社に同年 3 月末日まで勤務していなかったことを認識している。

一方、厚生年金保険法第 19 条の規定において、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第 14 条の規定において、資格喪失の時期はその事業所に使用されなくなった日の翌日とされることから、申立人のA社における資格喪失日は、平成 5 年 3 月 21 日となり、申立人が主張する申立期間は厚生年金保険の

被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 2 月 28 日まで
A事務所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、同じ雇用条件で臨時職員として勤務していた同僚の被保険者記録があるので、同事務所で勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び申立人と同じ職場で勤務していたB県職員の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B県の当時の総務担当経験者は、「臨時職員の場合は在籍期間が短く、転職の可能性があること、保険料の本人負担分があることから厚生年金保険の加入を希望しない者もいた。また、予算措置の都合等の理由から厚生年金保険に加入していない場合があった。」と回答している。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた臨時職員二人のうち一人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立人の同僚と一緒に勤務していたとする臨時職員のうち一人についても同事務所に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できない。

さらに、オンライン記録では、A事務所に係る健康保険の整理番号に欠番は確認できず、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、同事務所を管轄する年金事務所から提出された厚生年金保険手帳記号番号払出簿においても、申立期間における申立人の手帳番号の払出記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から41年1月1日まで
A社(現在は、B社)C支社に勤務した期間のうち、海外での給与支給額は覚えていないが、申立期間の海外での支給分が標準報酬月額に加算されていない。また、標準報酬月額が一部期間減額されている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった従業員経歴書により、申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月27日から40年12月17日までの期間において、D国のE駐在員事務所に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和38年12月から39年9月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当時の最高等級であることが確認できる。

また、B社は、「当時、申立人のように独身の海外勤務者の給与は現地駐在員事務所払としており、日本での給与支給は無く、現地駐在員事務所から支給された給与からは厚生年金保険料を控除していなかった。また、独身の海外勤務者については、昭和30年代ごろまで、各種手当のみを『みなし給与』として厚生年金保険の標準報酬月額の対象としていた。」旨供述している。

さらに、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に、昭和34年から39年までの期間において標準報酬月額が減額されている海外勤務者は申立人を含め7人確認でき、これら海外勤務者のうち、連絡の取れた二人は、「給与は現地駐在員事務所から支払われており、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述していることから、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、給与月額と相違していることが分かったので、私の申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成 13 年 7 月から 15 年 2 月までは 30 万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 15 年 3 月 31 日の同日付けで遡及して 9 万 8000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は、「日本における代表者」として記載がある上、オンライン記録の「事業所記録照会回答票（基本記録）」においても同社の事業主として登録されていることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所（当時）に平成 15 年 3 月に会社閉鎖の届出に行った際に、保険料の滞納を指摘された。」と述べているが、社会保険料滞納処分票によれば、申立人は 14 年 8 月 1 日に社会保険事務所を訪れ、滞納保険料の一部を納付し、引き続き滞納保険料の納付について、社会保険事務所と交渉していることが確認できる。

さらに、申立人は、「ねんきん定期便により、申立期間に係る標準報酬月額記録が改ざんされたことが分かった。」と述べているが、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が記載された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」は、申立人が所持し、申立てをする際に提出しており、申立人の標準報酬月額の減額訂正に係る届出を自ら行っていたものとするのが自然である。

加えて、申立人は上述の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書に係る届出書類に代表者印を押印する立場であり、かつ、A社の日本における代表者であることから、申立人が上述の減額訂正の処理に同意していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負う日本における代表者として自らの標準報酬月額に係る減額訂正の処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 60 年 9 月 19 日まで

A社に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社では営業の業務に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社の資料では、申立人は昭和 59 年 10 月 2 日入社となっている。」と回答していることから、申立人は、申立期間の一部において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「当社と申立人とは業務委託契約を結び、歩合により外務員報酬を支払うこととなっているため、申立人は社会保険に入っていない。」と回答している。

また、A社が提出した申立人に係る昭和 59 年及び 60 年分の「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」には「外務員報酬手当」の記載があり、申立人は、申立期間において歩合制の外務員であったことが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が、同社で同じ業務で勤務したとする上司 3 人及び同僚 3 人の氏名が見当たらない上、同名簿に健康保険の番号に欠番は無く、訂正などの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から14年3月1日まで
② 平成15年3月1日から同年4月1日まで

A社の派遣社員としてB社C事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。平成13年10月1日から15年3月31日まで、週5日以上、契約のとおり勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の合併先であるD社から提出された社員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間①の大部分の期間においてA社の派遣社員として、B社C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述の社員台帳によれば、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、平成14年3月1日であることが確認でき、また、A社が加入していた健康保険組合の回答書からも、申立人が健康保険組合の被保険者資格を取得したのは平成14年3月1日であることが確認できる。

これについて、A社の元事務担当者は、「社会保険の資格取得日については、各現場で試用期間後の雇用契約に基づいている。基本的には試用期間が3か月あり、その後正式に契約社員としての契約書を取り交わす。なお、試用期間の長短は、個人の勤務状況や現場の状況によって異なる。」と述べていることから、A社における厚生年金保険の取扱いは、入社と同日に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人から提出された「平成13年分給与所得の源泉徴収票」によれば、支払金額は29万6,250円、社会保険料等の金額は3万4,707円と記載されているが、摘要欄には、前職での支払金額が11万1,300円、社会保険料等の金額が3万3,440

円と記載されていることから、A社に係る支払金額と社会保険料等の金額を計算したところ、それぞれ18万4,950円、1,267円であることが分かり、申立人はA社において平成13年に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

なお、A社の元事務担当者は「A社の給与締日は毎月末日、支払日は平成14年3月分までは翌月10日振込、同年4月分以降分からは翌月15日振込、保険料控除は当月控除である。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「A社には、平成15年3月31日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、前述の社員台帳及び雇用保険の加入記録によれば、申立人は、A社を平成15年2月28日付けで離職していることが確認できる上、同社員台帳から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのは、15年3月1日であることが確認できる。

また、A社が加入していた健康保険組合の回答書から、申立人が同健康保険組合の被保険者資格を喪失したのは、平成15年3月1日であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された、「平成15年分給与所得の源泉徴収票」から、申立人は、A社を平成15年2月28日に退職していることが確認できる。なお、当該源泉徴収票には、社会保険料等の金額は10万4,667円と記載されており、試算したところ、この金額は申立人の14年12月、15年1月及び同年2月の厚生年金保険料と健康保険料の合計額に相当する額であったと判断できる。

加えて、前述の元事務担当者が、「平成14年4月分以降分からは、翌月15日振込、保険料控除は当月控除である。」と述べており、また、前述の給与振込口座の預金明細一覧によれば、A社から最後に給与が振り込まれたのは、15年3月14日であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から37年9月30日まで
昭和32年3月に中学を卒業してA社に勤務し、37年9月30日まで同社にいたはずだが、厚生年金保険は35年12月29日で打ち切られている。申立期間も同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年3月に中学を卒業してA社に勤務し、37年9月30日まで同社に勤務したはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録は、取得年月日が昭和32年3月28日、喪失年月日が35年12月29日となっている上、申立期間において同被保険者名簿に訂正などの不自然な点は見られない。

また、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本によれば、同社は昭和41年3月*日に解散し、当時の社長をはじめ役員はすべて死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿から、申立期間当時にA社に勤務していた元従業員30人のうち、住所の判明した9人に、申立人の申立期間における勤務実態について文書照会を行ったところ、3人から回答があり、うち二人の元従業員は、「申立人を知らない。」と回答しており、残りの一人の元従業員は、「申立人を知っているが、申立人の勤務期間は不明である。」と回答している。

加えて、申立人が覚えている経理担当者の退職に関連して、申立人は、「その人より自分の方が早く退職したと思う。」と述べているが、当該経理担当者のA社における資

格喪失日は、前述の事業所別被保険者名簿によれば、昭和 37 年 9 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から63年3月まで

A社に昭和62年3月から63年3月まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書は持っていないが、同時入社と同僚3人と一緒に同社で販売業務を担当していた。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が述べているA社における担当業務、勤務場所及び同社の営業形態並びに申立人から提出があった同社の社名と住所入りの書簡箋^{しょかんせん}から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、「自分は社会保険関係には関わってなく、また、当時の資料は無いので何も分からない上、申立人も知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録からA社において申立期間同時に厚生年金保険に加入している元従業員18人に、申立人及び同僚として姓のみ挙げた3人並びに上司として姓のみ挙げた人物について文書照会したところ、8人から回答があったが、申立人及び前述の同僚3人を知っていると回答した者はなく、前述の上司については、元従業員の一人から、「そのような人物はいた。」と回答があったものの、名前までは覚えていなかった。

さらに、前述の8人のうちの3人は、「申立人が述べる職種は歩合給であった。」としており、そのうちの一人は、「歩合給の人は厚生年金保険には入っていなかった。」と述べている。

加えて、申立期間に係るA社の職歴審査照会回答票には整理番号に欠番が無い上、同回答票に申立人及び前述の同僚3人の氏名並びに上司と同じ姓の者が見当たらない。

このほか、申立期間のうち、昭和62年3月から同年5月31日までの期間は、A社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、同年6月1日以降の申立期間においても厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、申立期間以前の標準報酬月額と比べて大幅に減額されているのが腑に落ちない。給与明細書等はないが、入社以来、給与が下がった記憶は無いので、調査してこれを解明してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 41 年 8 月の随時改定で、それまでの 3 万円から 2 万 2,000 円に減額されていることについて、給与明細書等はないが、給与が毎年昇給していた時期なので、減額は考えられない。」と主張している。

しかし、A社から提出された申立期間当時の厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の改定前の直近 3 か月の賃金は、昭和 41 年の 5 月が 2 万 3,146 円、6 月が 2 万 2,201 円、7 月が 2 万 3,400 円で、その平均賃金は 2 万 2,915 円となり、オンライン記録の標準報酬月額 2 万 2,000 円と符合している。このことについて同社の人事担当者は、「昭和 41 年 8 月に申立人の標準報酬月額を改定したことは当社の保存資料で確認できるが、改定前の直近 3 か月の賃金が低下した理由については、詳細資料が無く不明である。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人が入社した前後の期間である昭和 36 年 4 月から 39 年 4 月までの間に被保険者資格を取得した女子従業員は 198 人であり、そのうち 41 年 8 月時点での在籍者は 127 人となり、うち 124 人は、同年 8 月の随時改定で、標準報酬月額が 3,000 円から 1 万 1,000 円までの範囲で減額されていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記載内容に訂正などの不自然な点は見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月10日から52年1月31日まで
A社に営業職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。事業主及び同僚二人とともに同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が新規適用事業所となった昭和48年4月ごろから同社に勤務していた同僚の供述から、申立人が50年11月末ごろまで同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和52年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主及び申立人が記憶している当時の同僚二人は、いずれも連絡先不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、事業主及び上記の同僚二人とともに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点まで勤務していた旨主張しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和52年1月31日における被保険者は、事業主一人のみであり、当該同僚二人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日と同日であることが確認できる。このことについて、申立人は、「A社入社後3年ぐらいしてから給与が定額制から歩合制になっており、その時期が厚生年金保険の資格喪失の時期と同じころだったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、厚生年金保険の被保険者であった全期間について、平成16年1月に脱退手当金を受給していることが確認でき、また、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月31日から37年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社B支部に勤務しており、健康保険証を使った記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された台帳及び同僚の供述から、申立人が昭和27年11月4日から平成元年9月30日まで、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、申立期間当時、A社は、本部のみが厚生年金保険の適用事業所となっており、同社B支部は適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、事業所別被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録によると、同社における申立人の被保険者記録は、昭和29年6月20日から31年5月31日までの期間及び37年7月1日から平成元年10月1日までの期間となっており、申立期間の厚生年金保険加入記録は見当たらない。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人の昭和29年6月20日の資格取得時及び37年7月1日の再取得時には、それぞれ別の厚生年金保険被保険者番号が払い出されており、上記払出簿に記載された資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等及び厚生年金保険被保険者台帳の記録と一致しており、同被保険者名簿等に不自然な記録訂正の形跡等は見当たらない。

加えて、A社から提出された上記台帳では、「健保・厚年・雇用」の取得年月日は「37. 7. 1」と記載され、申立人の厚生年金保険の再取得時の記録と一致しており、同社は、それ以前の厚生年金保険の加入状況については、当時の資料を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料控除等については不明である旨回答している。

また、雇用保険の加入記録では、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 37 年 7 月 1 日、離職日は、平成元年 9 月 30 日となっており、申立人の厚生年金保険の再取得時の記録と一致している。

さらに、申立人の記憶している同僚及び上記被保険者名簿等から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員に対し、厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、回答のあった全員が、「申立期間は本部で厚生年金保険に加入していた。」としており、複数の従業員が、「厚生年金保険については希望者のみ加入であった。」と回答している。そのうち、同社B支部に勤務していた同僚一人は、昭和 35 年 6 月に同支部に勤務したが、38 年 12 月 1 日まで厚生年金保険に加入しておらず、「厚生年金保険に加入する前は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月ごろから34年ごろまで
② 昭和36年ごろから39年ごろまで

申立期間①については、A社、申立期間②については、B社の食堂に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ約3年勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が勤務していたとする所在地を管轄する法務局には、A社に係る商業登記の記録が無く、事業所及び事業主を特定することができない。

さらに、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況について供述を得られないことから、申立人のA社における勤務を確認できない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社の業務を承継したC社は、「当該期間当時、食堂経営は、D社に委託していたので、食堂に勤務していた者は、当時のB社の職員ではない。」と供述している。

また、D社では、「D社が経営するB社の食堂で、当該期間当時から継続して勤

務している従業員は申立人を記憶していない。」と供述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人は、当時の同僚等について記憶していないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認できる供述を得られない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年8月15日まで
申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
申立期間については、A社（現在はB社）C造船所に勤労働員学徒として勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び昭和21年度D大学E学部卒業生名簿に記載されている同期入社と同僚4名の供述から、申立人が申立期間にA社C造船所において勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、厚生年金保険の被保険者に該当しない取扱いとなっている。

また、B社は、「申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態および厚生年金保険料の控除について不明である。」旨供述しているところ、前述の同僚4名も同社の被保険者となっておらず、保険料控除に関する供述が得られないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに申立人は、勤労働員学徒として勤務した期間も厚生年金保険被保険者として記録がある同窓生がいるとしているが、同窓生は昭和19年2月には入社して被保険者になっており、その後D大学に入学したとしている。勤労働員学徒としての取扱いの違いについて、B社は、当時の資料が保存されておらず、同窓生は自身の厚生年金保険の被保険者記録がある理由及び控除について記憶していないため確認することができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月26日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和26年9月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は、「当時、申立人が在籍していた記憶が無い。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の当時の代表者及び厚生年金保険担当者は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当社の経営状況が悪化して、昭和29年3月26日に一斉に解雇された。」、「昭和29年3月から同年8月までの期間は、解雇によって給料が支給されず、健康保険証は会社に返却した。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者であった者のうち、約430人の従業員は、申立人と同様に、昭和29年3月26日に被保険者資格を喪失し、そのうち約30人は同年8月1日にA社において再度資格を取得していることが確認でき、同社では、従業員に対して、一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 ごろから同年 6 月 ごろまで
② 昭和 44 年 7 月 ごろから同年 9 月 ごろまで
③ 昭和 44 年 10 月 ごろから同年 12 月 ごろまで
④ 昭和 47 年 7 月 ごろから同年 9 月 ごろまで
⑤ 昭和 48 年 1 月 ごろから同年 3 月 ごろまで

A社に勤務した申立期間①、B社C支店に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③、E社に勤務した申立期間④及びF社（現在は、G社）に勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立期間①に係るA社の代表者、申立期間②に係るB社の人事担当者、申立期間③に係るD社の人事担当者、申立期間④に係るE社の代表者及び申立期間⑤に係るG社の代表者は、いずれも「申立人の在籍は確認できなかった。」旨回答していることから、申立人は、当該期間において、これらの事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立期間②については、B社C支店は、オンライン記録によると、昭和 45 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同社の人事担当者は、「販売員は、当時、厚生年金保険の加入対象者ではなかったため、販売員であった申立人の厚生年金保険の資格取得の届出は行っておらず、保険料は納付していない。」旨供述している。

さらに、申立期間③については、D社の人事担当者は、「厚生年金保険と厚生年金基金は同時に加入させていたが、提出した申立期間③当時の厚生年金基金加入員資格取得

届には申立人の氏名を確認することができなかった。」旨供述しており、また、申立期間⑤については、G社の代表者は、「当時の慣例から、申立人は、試用期間3か月以内の短期雇用者であったため、正社員になっていないと思われることから、申立人の厚生年金保険の資格取得の届出は行っておらず、保険料は納付していない。」旨供述している。

そこで、申立期間①から⑤までについて、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立期間③に係るD社の元従業員の一人は、「申立人の氏名は記憶している。」旨供述しているものの、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できず、申立期間①、②、④及び⑤に係る事業所の複数の元従業員は、申立人を記憶しておらず、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

加えて、申立人は、「申立期間①から⑤までに係る事業所から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している上、申立人が名前を記憶している申立期間③及び④に係る事業所の同僚については、申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、その氏名を確認できたものの、所在不明であり、また、申立期間④の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、その氏名を確認できず、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑤までについて、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月31日から42年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和35年8月1日から40年10月31日まで、及び42年4月1日から44年12月1日までと記録されているところ、申立人は、申立期間も同社に専務取締役として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、同被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる従業員からは、申立期間に係る勤務実態について、明確な供述を得ることができない。

一方、同被保険者名簿によると、申立人の昭和35年8月1日付け被保険者資格取得時における氏名は本名で記載されているが、42年4月1日付け被保険者資格取得時における氏名は別名で記載されているところ、厚生年金保険の記号番号も35年8月1日の被保険者資格取得時の記号番号とは別の記号番号が記載されていることが確認できる。

この別名について、申立人は、一時期使用していたペンネームであると認めている。

また、申立人は、A社を退職後、B社において、昭和45年1月5日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できるが、その資格取得時における申立人の厚生年金保険の記号番号は、A社における42年4月1日付け被保険者資格取得時の厚生年金保険の記号番号と同一のものが記載されているとともに、被保険者氏名は上記別名（ペンネーム）で記載されていることが確認できることから、申立人がA社において同年4月1日付けで被保険者資格取得をした際の厚生年金保険被保険者証をB社に提出したことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合から提出されたA社に係る健康保険被保険者名簿により、申立人が遅くとも昭和 34 年 11 月 4 日から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の事業主は既に死亡しているため、元取締役（事業主の子）に照会したところ、申立期間当時の資料は保存していないものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和 38 年 6 月 1 日より前は健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除は無かったと供述しており、同社の従業員も同様の供述をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から同年 10 月 20 日まで
② 昭和 45 年 7 月ごろから 46 年 2 月ごろまで

A社に勤務した申立期間①及びB社C支店に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務したことは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人のA社における勤務状況等についての供述内容と同社の現在の事業主の供述内容がおおむね一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の現在の事業主は、同社を設立した昭和 27 年 12 月 29 日から現在に至るまで厚生年金保険には加入していないと供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先が不明であり、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②については、申立人のB社C支店における給与の支払状況等についての供述内容と同社同支店の元従業員の供述内容がおおむね一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社同支店にミシンの販売員として勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「昭和 44 年 3 月 21 日付けをもって、それまで厚生年金保険に加入していた委任契約の販売員は、全員被保険者資格を喪失している。そのため、45 年 7 月入社販売員である申立人には、厚生年金保険は適用しておらず、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

また、B社C支店の元従業員は、販売員には正社員はおらず、完全歩合給であり、厚

生年金保険には加入していなかったと供述している。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月1日から22年5月31日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で看護師として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社で看護師としての具体的な業務内容等の供述から判断して、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは昭和19年6月1日以降であり（同年10月より厚生年金保険料の徴収が開始）、申立期間のうち18年11月1日から19年9月30日までの期間は、申立人は厚生年金保険の加入対象者とならない。

また、A社は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の商業登記簿謄本からも事業主は確認できず、事業主から、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年10月1日から22年5月31日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した9人に照会したところ、5人から回答があり、全員が申立人を知らないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱い状況について確認することができない。

加えて、申立人は、当時の上司及び同僚の名を挙げているものの、これらの者を特定することができず、これらの者から、A社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から45年3月31日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時A社経理課に在籍し、経理事務を行っていたが、出産のため昭和45年3月31日に退職したと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録が確認できないほか、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた従業員に照会を行い、申立人と同様経理部に所属していたと回答した従業員3人及び総務、人事関連部門に所属していたと回答した従業員3人の合計6人は、申立人について全く覚えていない旨供述していることから、申立人の申立期間当時における勤務の実態を確認することができない。

また、上記従業員のうち、申立人より先に入社し、3か月早く退職した経理部所属の一人は、申立人が記憶している申立期間当時の業務内容について、自分の仕事と重なる部分が多いとした上で、自分が退職する際、申立人に業務を引き継いだ事実はなく、申立人の記憶する金融機関間での出入金業務について、同社では、このような業務は行われていないほか、自分が経理部在籍中、経理部には妊婦はいなかった旨供述している。

さらに、申立期間当時、給与計算及び社会保険業務を行っていた総務担当者は、申立人について姓も名も記憶に無く、申立人の出産に係る何らかの手続を行った記憶も無いほか、2年以上の在籍者には、退職金が支払われるが、その手続を行った記憶もない。

加えて、当時の社会保険手続を行う上で、仮に資格取得時に手続の誤りがあったとしても、複数年在籍していれば、定時決定や資格喪失の手続もあり、これらのすべての手続が漏れることは考えられない旨供述している。

これらのことから、申立人が記憶している業務内容に関する従業員の供述及び申立人

が退職した際の社内手続等に関する従業員の供述からも、申立人が申立期間においてA社に在籍していた事実を確認することができない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。